

最近之砂川

339  
552



始



339  
552

景  
物



露光量違いの為重複撮影

歐米流行のスタイルは

砂川

# 西坂洋服店

にかざる

御遠方は御一報次第地質サンプル持参可致候

販売部

角野営業部

電話三十八番

歐米流行のスタイルは

砂川

# 西坂洋服店

にかぎる

御遠方は御一報次第地質サンプル持参可致候

醬油製造元

# 米穀酒類 販賣

砂川

角野營業部

電話三十八番

(入院應需)

砂川 兒玉病院

電話十八番

院主 醫士 兒玉幸悅郎

院長 醫學士 館正一

副院長 醫士 植木吉太郎

瀧川 兒玉病院分院

電話三十九番



醬油製造元

米穀 酒類 販賣

砂川

角野營業部

電話三十八番

入院隨意

空知郡砂川市街地

幡病院

電話五十七番



開業廣告

一般患者の診療に

從事致候

空知郡砂川市街地

山田病院

京都醫學士 山田雄次郎

(需應院入)

砂川 兒玉病院

電話十八番

院長 醫學士 兒玉幸悅郎

副院長 醫學士 館正一

瀧川 兒玉病院分院 植木吉太郎

瀧川 兒玉病院分院

電話三十九番

銘酒  
しきしま  
やまと  
かすが

釀造元  
**式**  
砂川釀造株式會社

空知郡砂川市街地

電話二番  
電略(〇シキ)又(シキ)

入院隨意

空知郡砂川市街地

幡病院

電話五十七番

開業廣告

一般患者の診療に

從事致候

空知郡砂川市街地

山田病院

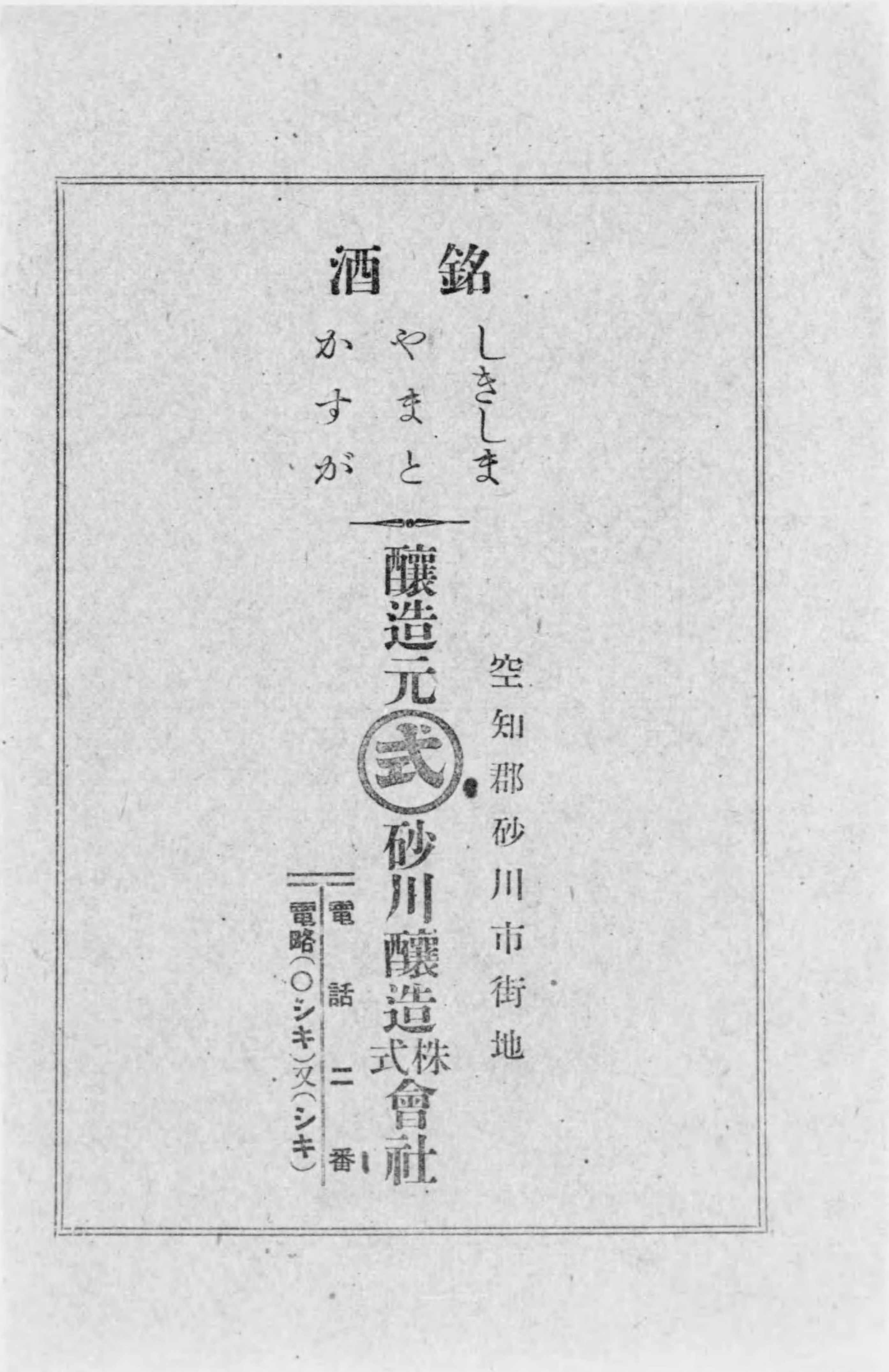
京都醫學士 山田雄次郎

本書目次

一 砂川村全圖……………寫真版……………八	一 行政區畫……………八
一 序文……………稻見貞藏……………二	一 過去の砂川……………三
一 序文……………野口陳吉……………三	一 官選戸長後の統治……………三
一 砂川村役場……………寫真版……………四	一 村制施行後の經過……………三
一 砂川奈井江兩市街……………寫真版……………四	一 兩村長と其治蹟……………三
一 淺田三津次翁……………寫真版……………五	一 村助役の缺員……………三
緒論……………一	一 道會議員の選出……………三
一 位置及名稱……………五	一 既往七年間の大勢……………三
一 山嶽及河川……………六	一 戸口増減の内容……………三
一 氣候及雨雪……………八	一 將來の豫想……………三
目次……………八	一 村有財産の現狀……………三





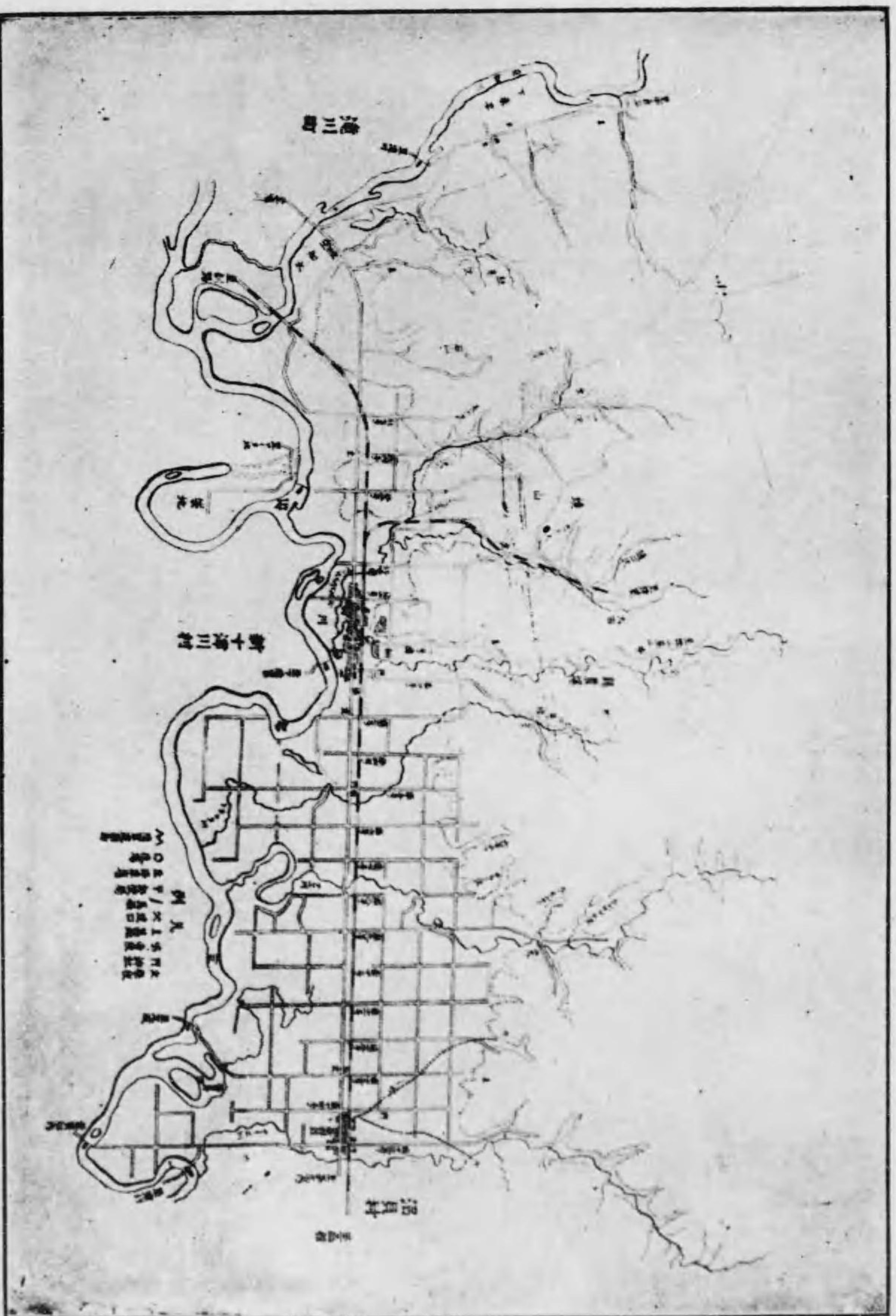


本書目次

一 砂川村全圖……………寫真版	一 行政區畫……………
一 序文……………稻見貞藏	一 過去の砂川……………
一 序文……………野口陣吉	一 官選戸長後の統治……………
目 録……………	一 村制施行後の經過……………
一 砂川村役場……………寫真版	一 兩村長と其治置……………
一 砂川奈井江兩市街……………寫真版	一 村助役の缺員……………
一 淺田津次翁……………寫真版	一 統會議員の選出……………
一 緒 論……………	一 既往七年間の大勢……………
一 位置及名稱……………	一 戸口増減の内容……………
一 山嶽及河川……………	一 將來の豫想……………
一 氣候及雨量……………	一 村有財産の現狀……………

正  
3. 6  
内交

砂川市街地地圖



目次

一 村民資力の状態	三五	一 營業機關	一〇四
一 行政機關	三七	附 録	
一 國防機關	三六	一 砂川地主人名録	一
一 警察機關	四〇		
一 教育機關	四三		
一 宗教機關	四九		
一 救濟機關	五七		
一 衛生機關	六〇		
一 産業機關	六九		
一 交通機關	八二		
一 社交機關	九三		
一 文藝機關	九七		
一 娛樂機關	九八		

本書の巻頭砂川市街地々圖とあ  
るは砂川村全圖の誤に付茲に訂  
正す

## 序

町村の消長振否は。直に國運に影響し。其根抵堅固からざる可らざるは論を俟たず。殊に本道の如き。拓地殖民に據りて。急激に形成せられたる町村に於ては。幾多複雑なる變遷を経たるを以て。常に民心を緩和し。共同一致の美風を涵養して。健實なる町村の基礎を作るは。各町村の一日も忘る可らざる緊要事なりとす。著者茲に見る所あり。「最近の砂川」なる冊子を編し。其起源沿革を究めて。之れか目的に副はんとし。今後該村開發の資料らしめんとするは。洵に機宜に適するの舉にして。蓋し其効鮮少ならざる

へし

今予に序を需むるに方り。聊か所感を叙して。之を巻頭に  
冕す。

大正甲寅臘月

空知支廳長

從六位  
勳六等

稻見貞藏

序

國家ノ根底ヲ強固ニセント欲セバ、自治制度ノ整備ニ俟タサルベ  
カラズ、如何ニシテ自治制度ノ整備ヲ計ルベキカ、其手段方法蓋  
シ一ナラサルベシト雖モ、人民ニ自治的觀念ヲ向上セシムルノ最  
モ捷徑タルヲ信ズ、然ラバ如何シテ人民ニ自治的觀念ヲ向上セシ  
メンカ、人民各自ガ自己ニ屬スル自治團體タル町村ノ沿革及其現  
況ヲ知悉シ、將來如何ニシテ自治經營ノ任ニ當ルベキカヲ解セシ  
ムルニアリ、然ルニ我砂川村ニハ之ヲ指針トスベキ圖書ナキヲ以  
テ、心竊カニ遺憾トスル所ナリシガ、友人大枝連藏君頃者最近ノ  
砂川ト題スル一書ヲ著ハシ、大ニ地方ノ發展ニ貢獻スル所アラン  
トス、其志ヤ誠ニ嘉スベク、其勞ヤ詢ニ多トスベシ、而シテ其記

述スル所ハ能ク本村發達ノ實蹟ヲ明ニシ、寔ニ地方ノ羅針盤トス  
ルニ足ルヲ覺ユ、茲ニ一言ヲ叙シ君ノ努力ニ對シテ敬意ヲ表シ以  
テ序詞ニ代フ

大正三年十二月

野 口 陳 吉

### 本書の發行に就て

國家歴史あり一郡一町村豈歴史なかるべけんや、茲に於てか各村競ふて村史編纂の舉  
あるとき、淺學非才其器にあらずして此舉を敢てす、聊か今後の發展に貢獻せんとす  
るの微志に外ならず、然るに世には歴史不必要を説くの盲者あり、自己の居村を知る  
の要なしと放言する痴漢あり、抑も斯の如きは共に國家を談ずるの資格なきものとす  
るも、苟も宗教家を以て位じ村公職の地位にあるものにして、猶ほ此種の論者あるに  
至りては沙汰の限りといふべし

吾人が本書の編纂に關し其最も困難を感じたるは、材料の蒐集にして據るべき記録の  
存するものなく、先輩古老に就き聞き得たる談話の要點を綜合し、之を基礎として執  
筆するの外なきを以て、時に或は多少の誤謬脱漏なきを保し難しと雖も、本村の開發  
に至大の關係ある元北海道廳屬高畑利宣翁は、此舉を壯として親しく道路創設當時の  
狀況を語られ、本村開發の元老たる淺田三津次翁は下赤平の僑居より來り、開村以來

の記憶を披瀝する等蓋し大なる差違なきを信ず、而して砂川市街街の老功高田重三郎翁は村公益に資するものとし、多大の聲援を與へられたるの外砂川村役場に於ては、村長野口陳吉氏を初め吏員一同材料の蒐集に力を添へ、奈井江市街地に於ては藤井勝四郎氏等の盡力あり、茲に本書の完成を見るに至りたるは編者の多とする所、謹て其厚意を謝し永く記憶に存すると共に、一言以て社會の識者に訴へんとするは村内僧侶の行動是れなり

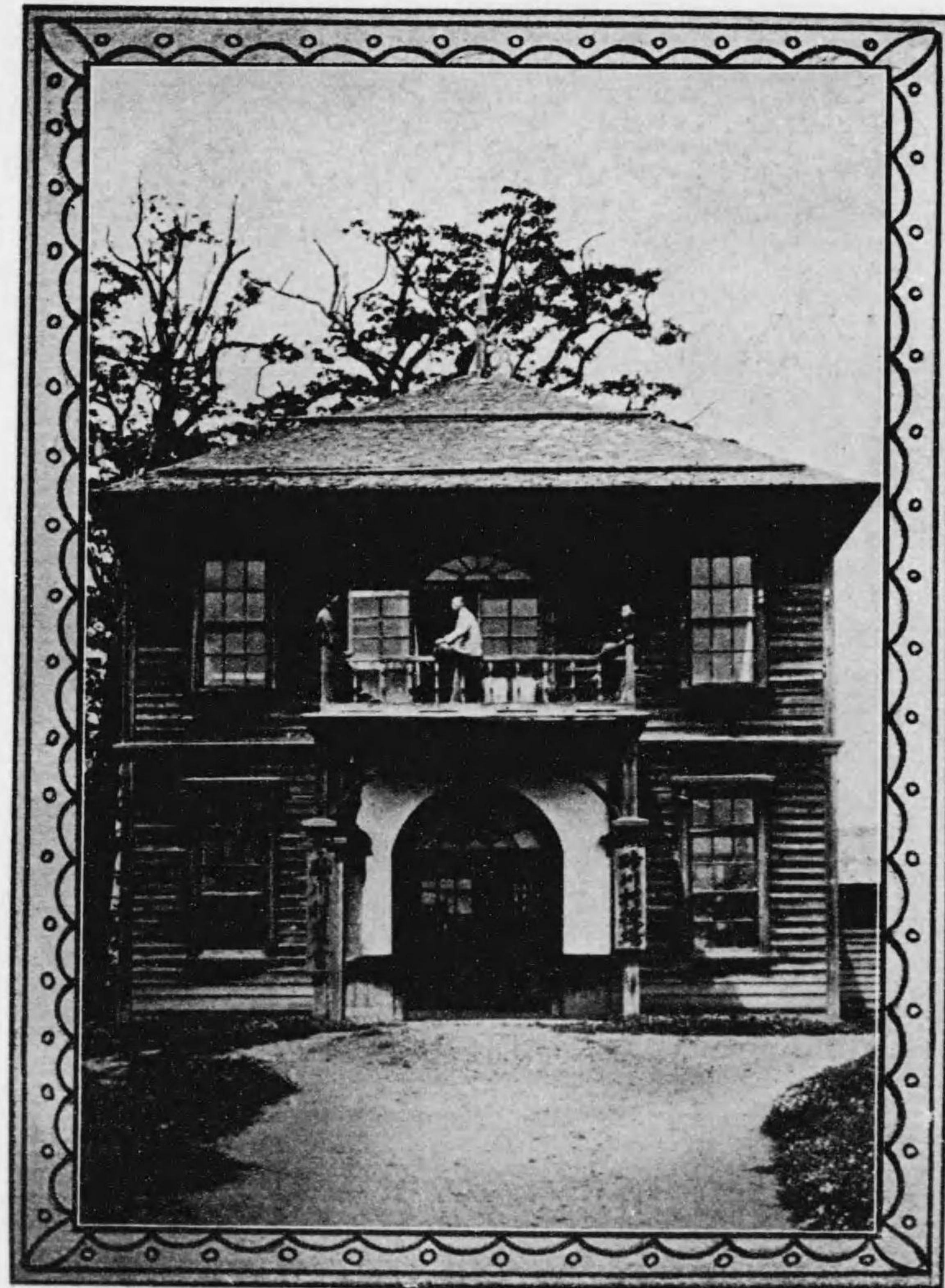
各會社寺院等に於ては相當記録の存すべきものあり、他方面に全力を盡すの考を以て便宜上其調査を依托し、信光寺住職竹内武丸西願寺住職西川嚴證の兩僧には使を以て其他の住職には郵便を以て其調査を依頼し、竹内信光寺西川西願寺兩僧の如きは既に其依頼を決諾せしに、一日二日と遷引し三ヶ月餘を経過するも遂に答ふる所なし、宗敎道德とは果して斯の如きものなるべきや、是れ獨編者を欺くのみならず此間に立ちたる檀徒及其知己をも欺くものといふべく、力精寺住職熊野力精報德寺住職藤田雲洞兩僧の如き又之に類するものあり、彼等は何が故に斯る敗德醜汚の行動を敢てし恥ぢ

ざるか、打てば響く無神の鐘すら既に斯の如し況んや有情の動物に於てをや、標札高く掲げて祖宗の何年忌又は何々と稱し説く所は道德か敗德か、直接寺院の利益とならざる照會に答ひずといふか眞宗僧侶の本分なるべきや、果して然らば編者の照會に最も快速の回答を爲し編輯上の便宜を與へたる、西本寺住職藤堂西淨師の如きは眞宗僧侶の本會に背くものといふべし、天下豈斯る不條理千萬の事あらんや

藤堂西淨師の行動は社會人道の大義を履みたるものにして、其他は常軌を逸したる不法の行動といふべく吾人は之がため編輯上の障害となり、發行遅延して今日に至りたるは深く遺憾に堪ひざるを以て茲に其概略を叙し公平なる讀者の判断を請はんんとす請ふ之を諒とせられんことを

大正三年十二月

編者 誠

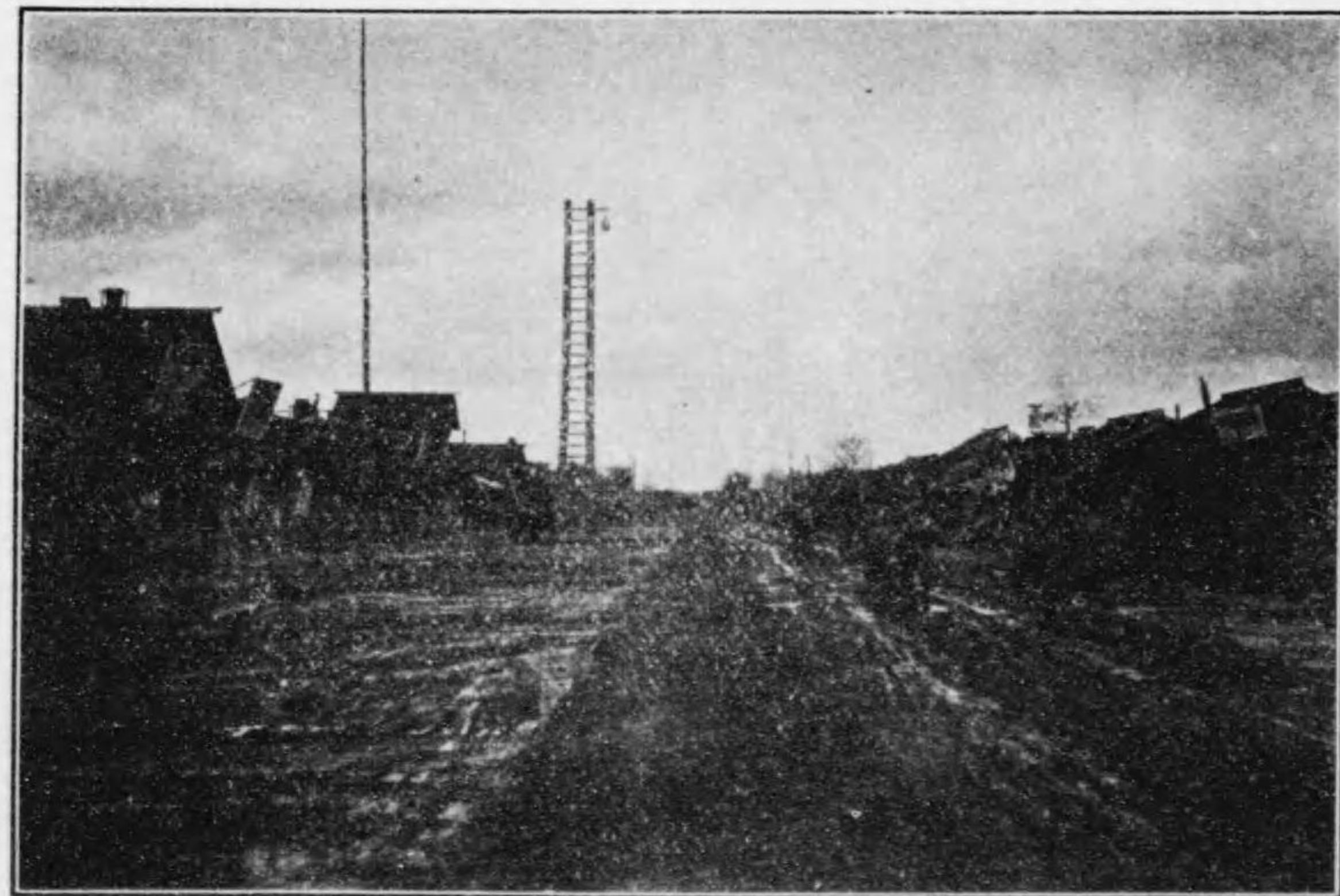


砂川村役場

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

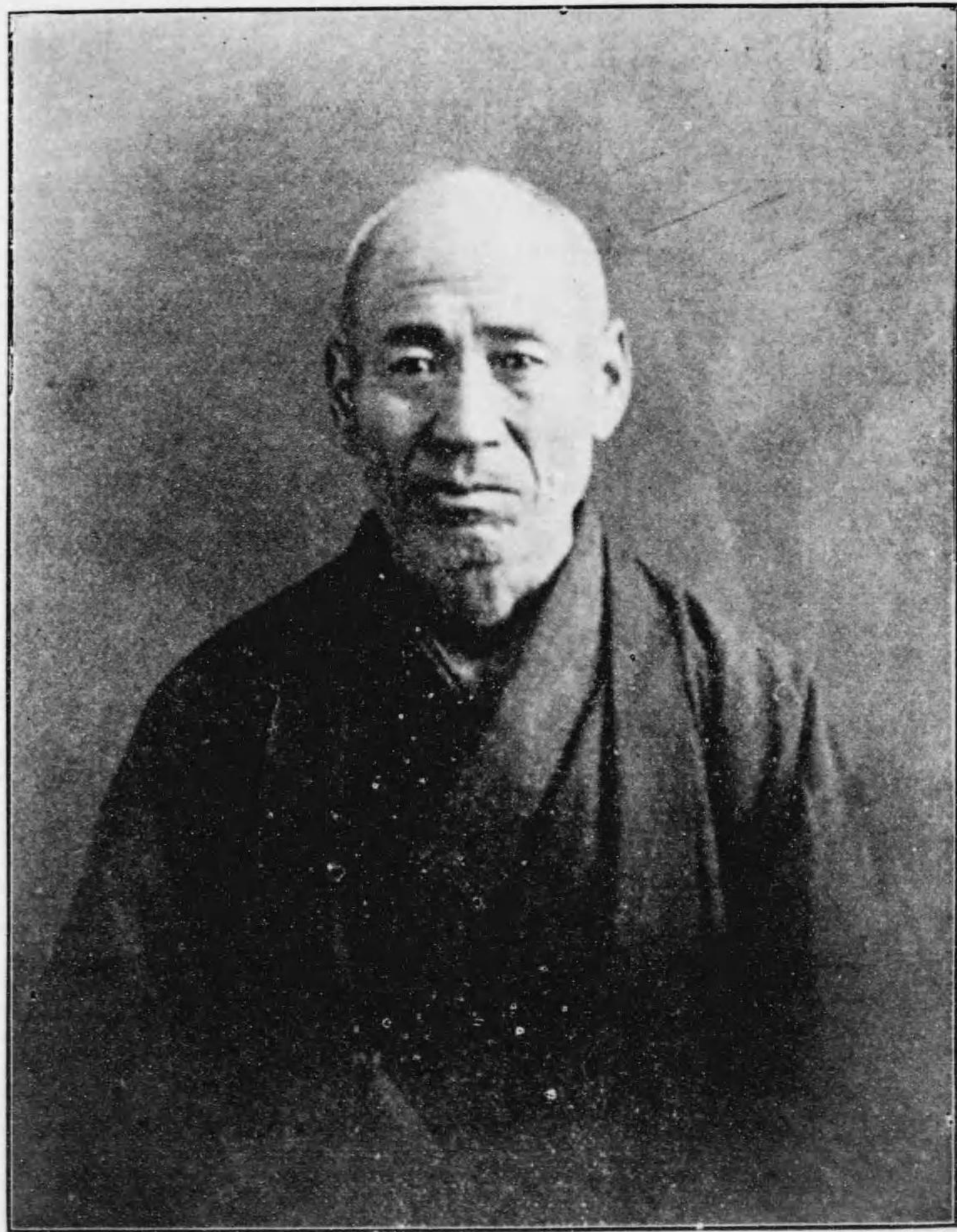


砂川市街地



奈須市街地





本村用發功者 淺田三津次翁

# 最近之砂川

大枝連城編

## 緒論

本道は往古蝦夷と稱し、アイヌ人種の占據せし所なりしが、今を距る七百二十餘年前藤原泰衡戰敗れ其殘黨陸奥より來り、開拓の端を開きしは和人移住の先驅にして、嘉吉三年秋田の人下國盛季津輕より來り、享徳三年松前氏の祖武田信廣南部より來る、康正二年蝦夷蜂起掠殺を擅にし、其勢猖獗にして諸館陷る、長祿元年武田信廣之を討ちて平け、蝦夷を統一し遂に其領主となる、天文十年四世武田季廣蝦夷と和し、其勢威蝦夷全地を風靡するに至りしが、慶長四年五世慶廣に至りて松前氏と改め、蝦夷を區別し藩主の直領及藩臣の給養所と爲し、之を請負人なるものに委託し運上金を徴せしむ、請負人はアイヌと交易し後アイヌを使役し、漁業を營む等漸次産物の増加を見

るに至れり

寛政十一年幕府は蝦夷警備の必要より、松前藩をして西蝦夷に據らしむ、享和二年蝦夷奉行を置き後函館奉行と改め、文化四年遂に松前氏を轉封し蝦夷全地を收め、擇捉島の開拓、龜田關所の移置、蝦夷道路の開鑿、蝦夷士卒の在住、和人移住の奨励、有珠虻田の牧場開放、龜田其他の田畑開墾等幾多の施設を爲し、函館奉行を改め松前奉行と稱し、文政四年蝦夷を擧げ之を松前氏に還與す

安政元年米國水師提督ペルリ函館に来る、幕府は更に警備の必要上函館奉行を置き、翌年再び蝦夷を直轄し寛政文化の例に倣ひ、開拓を計り、移民を勧め、道路を開鑿し諸種の事業を奨励せる等最も農事に力を注ぎ、函館附近其他に多數の農民を募移し、三年間厚く之を扶助し開墾に従事せしむ、安政六年幕府函館を開きて貿易港とし、港内船舶の出入頻繁を極むるに至れり、此歲幕府は奥羽の六大藩に蝦夷の一部を割き、各藩を移して開墾に従事せしめしが、幕府募移の農民は扶助の盡くると共に離散し、各藩の移住者も亦維新の戦亂等に依り歸國するもの多く、其効果を收むるに至らざ

りし

明治元年四月函館に裁判所を置き、侍從清水谷公考總督に、土居能登守副總督に任じ、後函館府と改め清水谷公考を知事とし、翌年六月函館藩を建て松前修廣知事となり、同年六月更に蝦夷開拓總督府を設け、議定官鍋島直正同總督に任ぜられしが、翌七月總督府を廢し開拓使を置くに至り、鍋島直正同長官に、清水谷公考同次官に任ぜられ蝦夷を改め北海道と稱し十國八十六郡とす、此歲清水谷次官罷免となり黒田清隆其後を襲ひ、鍋島長官大納言に遷り東久世通禧長官となり、省府藩士族寺院に土地を分給し開拓に従事せしめ、又從來の請負人を廢して多數の農工者を移し、翌三年には奥羽の農民七百餘人を移住せしむる等、爾來年々多少の移住者あり、同年十一月開拓次官黒田清隆洋行し、翌年六月米國農務局長ホラシ、ケブロン以下數名を雇聘し、器械其他の動植物を携帶歸朝するや、専ら米國風に則り諸般の施設經營を爲し、省府藩士族又は寺院の支配地を能め、翌五年に至り政府は兌換券二百五十万圓を發行し、拓殖の規模を擴め事業を計畫し開拓の歩を進めしむ、然れども當時の移民は猶ほ永住の念乏

しく、殊に省府藩士族又は寺院の募移に係るものも、支配罷免と共に多くは離散し、戸數僅に一万七千六百二十三戸、人口八万八千九百〇一人に過ぎず、之を今日より見るときは、拓殖の業遅々として進まざる感ありと雖も、當時の事情已むを得ざるものありといふべき歟

明治七年開拓次官黒田清隆同長官に榮進し、翌八年屯田兵を置き永山武四郎司令官となり、先づ札幌附近に兵舎を建て順次之を擴張し、土地の開發又は其他の防備に任せしむ、翌九年には大小邑の制定あり、明治十二年之を廢し郡區町村を置き、地方行政の方針稍々定まるものあり、翌年樺戸集治監設置せられ、手宮札幌間の鐵道開通し、交通上茲に一新紀元を開くに至り、明治十四年 聖駕御巡幸あらせられ、北海の民草其恵みに沿ひ戸口頓に増加し、翌十五年には戸數四万三千六百七十二戸、人口二十四万〇三百九十一人の多きに達せり

明治十五年二月開拓使を廢して全道を三分し、函館、札幌、根室の三縣を置き、翌年農商務省事務管理局を設置し、大に産業の向上發展を計り、府縣より轉籍移住するも

のにして、無資力者には無賃渡航の便を與へ、自營者には家作又は種子料其他を給與し、府縣貧困の士族にして移住するものには、一戸三百六十三圓を度とし食物、農具種子、家作料又は運搬賃等を貸與し、府縣指定の區域に於て毎戸一万坪の土地を貸與し、開墾に従事せしむる等他の移住者も尠からず、置縣後四年本道の戸數は五万七千百五十一戸、人口二十七万六千四百十四人に達し、漸次發展の氣運に向へつゝあり、明治十九年一月三縣一局は廢止せられ、新に北海道廳を置くに當り、岩村通俊司法大輔より轉じて同廳長官となり、拓殖の規模を擴張し、道路の開墾を計畫し、殖民地の選定に着手す、是れ即ち本道今日ある所以にして、本村開發の端緒又茲に胚胎せりといふべし

## 位置及名稱

本村は石狩國空知郡の西北に位し、南は奈井江川を隔て、沼貝村に相臨み、東は高丘連亘蘆別歌志内の二村と其界を分つ、石狩川は村の西南を流れて樺戸郡新十津川浦白

の二村に界し、北は空知川を隔て、瀧川町に相對す、東西三里十二町、南北三里十七町、總面積十方里四分の三にして、砂川、奈井江、南空知太、下赤平の四大字より成り、地勢は概ね平坦にして良好なるも、南東は丘陵起伏炭層に富み、山間の溪谷時に砂金を生ずるも、點々地味不良の個所なきにあらず、北西一帶河岸に沿ひ地味良好なるも、或は水害の恐れなきにあらず、然れども是れ唯其一部に止まり、林野既に開け戸口頓に増加しつゝあり

砂川なる名稱は、元土人語にして「ウタウスナイ」といふ、「ウタウスナイ」とは石の多き所といふの意にして、明治二十四年北海道炭礦鐵道株式會社が、鐵道の開通と共に停車場を設置し、之を命名するに當り此意義を利用し、加ふるに本村は三面川を以て圍み、猶ほ幾多の小流多きに依り、砂川と名命したるに始まり、爾來砂川と稱するに至りたるものなりといふ

## 山嶽及河川

村の西南遙かに連亘起伏する諸山中、其最も大なるものをカムイシク、クマネシクの二山とす、カムイシクは樺戸郡新十津川村にあり、海拔三千四百七十一尺の高峰にして、本村を距る三里餘四時の眺望最も宜しく、クマネシクは同郡浦臼村にあり、海拔千百〇八尺本村の南西五里餘の地にあり

石狩川は其源を石狩十勝の國境なる石狩嶽より發し、上川雨龍の諸郡を經空知樺戸の間を縫ふて、札幌支廳管内に入りて海に注ぐ、延長九十二里二十八町、本道第一の大河にして常に舟楫の便あり、空知川は石狩十勝の國境なるメツク山より發し、空知郡下富良野蘆別等を過ぎて、本村の北に入り石狩川に落つ、延長四十五里十五町

國道は鐵道線路と併行して村の南北を貫き、ペンケラウタシユナイ、バンケラウタシユナイと稱する二個の小流は、歌志内村より來りて大字砂川市街を横斷し、二流相合して石狩川に入る、砂川の南端奈井江との間に二個の小流あり、一を豊平川といへ一を奈江川といふ、本村と沼貝村との堺を流るゝもの之を奈井江川と稱し、奈井江瀧より發し西流して石狩川に落つ

## 氣候及雨雪

最近七ヶ年間の調査に依れば、本村一ヶ年の平均温度は華氏四十三度五分、最高九十一度四分にして最低零以下十四度八分にあり、雨量は僅少にして一般に乾燥なるも夏季は濕潤なり、降雨は秋季に多く、冬季積雪頻繁なるも其量多からず、概ね十一月下旬に積載し、翌月二月に至り約三尺内外に達し、四月下旬に至りて融解す、霜は十月初旬に結び六月に入りて終る、風は春季南風多く、四五月の交に於て暴風の襲來することあり、夏は南東の風多く、冬は北西の風多くして荒れ勝なり

## 行政區畫

明治二十三年砂川市街及其附近の區畫成り、北は空知川を基點に南は八號線を終點とし、一番より七百番に至るの地番を置き、之をくの字形に順次呼び做し來りしが、翌二十四年に至り瀧川村より分離し、北は空知川を堺に南は十六號線に至る間を奈井江

村と稱し、村内を十六に分ちて區長及其代理者を置き、瀧川村戸長役場の行政區域内に屬し、村政料理の補助機關たるに至りしが、二十五年美唄村の設置に依り其一部を割き、奈井江川を堺に河南一帯は同村の區域に編入せらる

明治二十六年奈井江市街地の區畫成り、砂川地方貸付地の成功検査を再行するに當り東西は國道を中心として線番を置き、該中心より一線二線と順次東西に別れ、南北は砂川市街地木工場通を基點とし、南北に二號三號と順次之を數ふるに至れり、明治二十八年新に戸長役場設置せられ、茲に初めて獨立の形體を存するに至り、翌々三十二年には歌志内村と分離等の事ありしも、依然此十六區制を襲用し來りしが、明治三十二年に至り其一部に改正を加へて十七區とし、區長及其代理者を増し村政の敏活を計るに至れり

明治三十五年四月二級町村制の實施と共に之を廢し、部長及其代理者を置き村政を料理し來りしが、明治四十年四月一級町村制の施行に依り更改の必要あり、村内を十八とし之を施行せるに施行上不便の點あり、明治四十三年五月其一部を改正し以て今日

に至れり、其行政區域及現在部長の氏名左の如し

(大正三年九月調査)

行政區域

- 第一部 字下赤平一圓
- 第二部 字南空知太一圓
- 第三部 砂川北三號以北國道以西
- 第四部 砂川北五號以北國道以東及字一ノ澤
- 第五部 砂川北二號以北國道以東及字燒山、大曲
- 第六部 砂川市街地砂川橋以北及北一號
- 第七部 砂川市街地砂川橋以南、南二號ノ西及其東一線
- 第八部 砂川自北一號至南二號自東二線至同五線間及南三號自東一線至同五線
- 第九部 砂川一號線以南、同三號以北東五線以東及鶉農場
- 第十部 砂川南四號以南、同八號以北國道以東

- 第十一部 砂川南三號以南、同四號以北國道以西
- 第十二部 砂川南五號以南、同八號以北國道以西
- 第十三部 奈井江南九號以南、同十號以北國道以東
- 第十四部 奈井江南十一號以南、同十二號以北國道以東
- 第十五部 奈井江南十三號以南、同十五號以北國道以東
- 第十六部 奈井江南九號以南、同十二號以北國道以西
- 第十七部 奈井江自南十三號至同十五號國道以西及高島農場
- 第十八部 奈井江市街地

(大正三年九月現在)

部長

職名	住所	氏名	職名	住所	氏名
第一部長	字下赤平	下川吉次郎	第四部長	砂川字一ノ澤	村田長六
第二部長	字南空知太	福田市太郎	第五部長	砂川字燒山	太田玉藏
第三部長	砂川北三號西二	瀬尾十朗	第六部長	砂川市街地	瀬尾才三郎

第七部長	砂川市街地	中山徳太郎	第十三部長	奈井江南九號東三	加藤文吉
第八部長	砂川一號線東一	末原淺次郎	第十四部長	奈井江南七號東二	入谷和作
第九部長	砂川字鶴農場	荒木政雄	第十五部長	奈井江南七號東二	北山仁吉
第十部長	砂川南七號東三	折目佐四郎	第十六部長	奈井江南七號西一	片野清太郎
第十一部長	砂川南三號西二	穴田藤太郎	第十七部長	奈井江南七號西一	杉原清吉
第十二部長	砂川南六號西二	櫻田喜平	第十八部長	奈井江市街地	藤井勝四郎

### 過去の砂川

本村は元石狩原野の一部に屬し、樹木鬱蒼野獸の巢窟たるに過ぎざりしが、拓殖の氣運は駭々として永く野獸の巢窟たるを許さず、明治十九年一月三縣一局の廢止と共に北海道廳は設置せられ、司法大輔岩村通俊轉じて同長官となり、上川地方開發の方針を以て屬高畑利宜を派し道路敷地の踏査を爲さしむ、是れ即ち本村開發の動機にして氏は同年五月札幌を發し水路石狩川を樺戸郡月形村に出て、典獄安村治考看守長吉村彦九郎等と共に囚徒五六を卒へ、更に石狩川を上りて上川郡神居村字神居古潭に上陸し、幾多の苦心と幾多の困難とを經同郡神樂村の御料地に至りて歸廳し、同年六月再

び囚徒五百餘を引卒し來りて空知郡瀧川村に假小屋を造り、該道路の實測を爲すの傍ら樹木を伐採し、草根を絶ち、土橋を架設する等既に一條の路形成り、同年十月を以て空知郡音江村字音江法華より、同郡三笠山村大字市來知に達し得るに至る、此時に際し三浦米藏なるもの其代人を派し、空知川の沿岸南空知太に於て渡守を出願し之を開業するに至れり

明治二十年廳議更に該道路の改鑿に決し、同年五月屬高畑利宜は再び空知郡瀧川村に來り、樺戸市來知の兩集治監より多數の囚徒を出役せしめ、該工事に着手するや時に點々旅人の通行を見るに至り、翌二十一年淺田三津次なるもの南空知太に來りて物品の販賣を開始し、岡本榮藏なるものも又此時を以て砂川市街地に來り、安宿を兼ねるに飲食店を開業せる等歌志内炭礦の開坑と共に入込み來るもの尠からず、明治二十二年空知旭川間の道路開通し人馬の通行愈々多きを加ふるに至り、官設驛遞は奈井江市街地に設置せられ次で野村某なるもの、來るあり、南空知太に於て河岸堤防又は道路敷地内に居住し物品の販賣を開始したる、淺田三津次外數名のもは該道路の開通と



共に退轉を命ぜられ、淺田三津次は砂川市街に來り旅人宿及物品の販賣を開始し、其  
他は多く對岸瀧川村に退轉するに至れり、三浦米藏の一族を卒へ來り渡守を兼ねるに  
旅人宿を開業せるあり、砂川市街には此時既に五十餘の居住者あり、請願巡査の派遣  
せられたるは同年十二月にして、北海道炭礦鐵道株式會社は其成立と共に翌二十三年  
を以て鐵道敷設の工事に着手し、砂川市街には常に五十に近き人馬を駐屯せしめ頗る  
繁盛を極むるものあり、北海道廳は此歳を以て殖民地の選定に着手し、豫定の實測を  
終へ其貸付を行ふや出願者頗る多く、砂川市街の如き之を二分するも猶ほ且つ不足を  
告ぐるに至り、已むを得ず抽籤の方法に依り貸付せりといふ、之を今日より見るとき  
は其盛況想察するに餘りありと雖も、出願者の多くは一家數名より成り單に一時の奇  
利を博せんとするに止まり、眞に事業計畫の念あるもの屈指するに足らず、翌々二十  
五年の成功検査に及第したるものは其十分の一に過ぎざりし  
當時の實況既に斯の如きに拘はらず、着實なる起業家は歳と共に來り、本村開發の曙  
光は月と共に其光を増し、金子金太郎、矢野昇、渡邊清三、末野大藏等奈井江地方に

來り、翌二十四年には埼玉縣人清水宗則、廣島縣人和田幾次郎同地に於て、各自七十  
五万坪の土地貸付を受け多數の耕作者を移住せしめしは、奈井江地方の發展に資する  
所大なりといふべく、歌志内岩見澤間の鐵道開通に依り砂川市街の如き數十の商家は  
軒を並べ、茲に一小市街を形成すると共に附近部落に於ても又點々家屋を建設するも  
のあり、奈江村と稱し一村の形體稍々存するに至り瀧川村より分離す

砂川空知川間の延長鐵道開通し、南空知太停車場の開設せられたるは明治二十五年に  
して、岩手縣人中野佐吉は奈井江地方に於て六十万坪、神奈川縣人高島嘉右衛門は村  
内字奈井江と沼貝村字茶志内との間に於て二百五十万坪の大地積を貸下げ、各自豫定  
の起業に着手したるは奈井江地方今日ある所以にして、本村の開發に至大の關係あり  
といふべく、明治二十六年奈井江市街地の區畫成り、砂川地方貸付地の成功検査を再  
行するに當り、豫定の起業を遂行せざるものは悉く之を返還せしめ、更に抽籤の方法  
に依りて貸付を行ふや、却て移民招來の動機となり從來に幾倍するの移住者あり、千  
葉金藏なるもの此時を以て砂川地方を去り下赤平方面に至る、是れ下赤平開發の先住

者にして川村貫藏、石上與次郎、増田權兵衛、高橋與次郎次て来るあり、翌二十七年には富山縣人山田紋左衛門、新潟縣人木原太三治等郷人數名の團體を引卒し來り、土地の開拓に従事せる等爾來年々發達の域に進み、明治二十八年奈井江村戸長役場の開設と共に砂川郵便局の設置あり、明治三十年歌志内と分離し行政の別を明かにし、翌三十一年には砂川旭川間の鐵道開通し南空知太停車場廢止せられ、該地方は漸次衰態を來すに至りしが交通上更に至大の便益を得るに至り、北方の盛運は南進して砂川以南に遷り奈井江砂川地方の發展となり、明治三十二年奈井江郵便局の新設と共に砂川局に於ては電報事務を開始し、交通々信の機關稍々茲に備はるものあり、明治三十五年四月二級町村制實施せられ、三井物産合名會社は同年十一月砂川市街の東端に木工場を新設し、大に事業の擴張を計る等延ひて砂川市街の繁榮となり、翌年七月奈井江村を改め砂川村と稱し、三十七年一月奈井江郵便局は新に電報事務を開始する等戸口頓に増加し、明治四十年四月更に一級町村制を施行するの實力を有するに至れり

## 官選戸長後の統治

### (一) 戸長及村長

明治二十八年奈井江村戸長役場の設置と共に、初めて戸長の職に就きたるもの之を伊藤寛吾といふ、開村創草諸般の準備に次ぐに歌志内村との分割等あり、事務の引繼其他に忙殺せられ何等治蹟を擧ぐるの暇なしと雖も、奈井江下赤平の兩地に於ける私立學校を改めて公立とし、敷地の移轉校舎の改築等教育事務の向上發展を促し、各般の經營將さに成らんとし不幸病の爲めに其職を退く

明治三十一年伊藤の去るや其後任となり、新に戸長の印授を帯び來りたるものは細川弘にして、氏は休職小學校教員より出て、村行政の事務に當る、如何なる手腕經驗を有すべき歟は村民の均しく期待せし所なりしが、一在職一年何等手腕を揮ふの暇なく翌三十二年其職を去るに至れり、次で本村の戸長となり細川弘の後を襲ぎたるものは黒澤作彌にして氏は北海道廳より來りて銳意村治の改良發達を計り、教育に勸業に見る

べきの施設經營尠からず、明治三十四年砂川校に高等科を併置したる如き其一斑を知に足るべく、翌三十五年四月二級町村制の實施と共に官選村長となり、村規則の編制に、村會議員の選舉に、之を案じ之を行ふ等其勞決しく没すべからず、明治三十六年南空知太小學校新設の如き氏の計畫といふべく、同年三月在職四年樺戸郡月形村に轉じ、夕張郡長沼村長吉田卓其後を襲ふ

吉田氏の手腕經綸は既に村民の記憶に存すべきを以て贅するの要なしと雖も、道路の開鑿に勸業の獎勵に見るべき治蹟尠からず、明治三十七年基本財産其の造成を計りて村債の償還に勉めし如き、翌三十八年には日露戰勝の紀念として村役場の建築を斷行したる如き、優に其手腕如何を知るに足るべし、明治四十年四月一級町村制の實施と共に廢職となり、更に滿場一致の選舉に依り村長に當選したるが如き其一斑を知るに足るべし

### (二) 村 總 代 人

明治二十三年十月本村が奈江村と稱せざる以前に於て、現住者相會し總代人選舉の協

議を爲し選舉したるに、丹野高助なるもの、當選となりしも僅々一ヶ月餘にして辭し更に其補欠を選舉せしに淺田三津次なるもの、當選を見るに至れり、然れども是れ唯現住者の便宜を計るに止まり公法上の總代人たるを得ず、翌二十四年奈江村と稱するに至り茲に初めて一村の形體稍々備はるものあり、明治十一年六月開拓使乙第十九號總代人選舉法に依り、總代人二名を選舉すべき旨の示達あるに至れり、然れども當時の砂川は現住者極めて尠く獨立選舉するの資格なきを以て、歌志内村と協定し自今村名に關する諸達し又は諸願届は連署に依り、受持部落の支配は從前の通り處理し他に容喙せざることとし、砂川歌志内各一名を選舉することとし同年六月選舉を執行せしに、砂川より淺田三津次歌志内より渡邊彦藏當選し、抽籤の結果砂川選出總代人淺田三津次退任者となり、三十六年六月半數改選の結果佐藤鐵雄當選せしも事故の爲め退職し、翌年三月其補欠選舉を行ひ改票の結果は再び淺田三津次の當選となり、二十八年六月歌志内選出總代人渡邊彦藏の滿期退職に依り、改選の結果は歌志内の木野松太郎當選し次て奈江村戸長役場の設置となり、同年九月淺田三津次の事故退職に依り選

舉の結果高橋秀治其補欠となり、明治三十年歌志内村との分割等あり茲に初めて二名の總代人を選挙することとなり、要するに當時の總代人は事故の爲め退職し無事四年の年期を終了したるものなく、明治二十八年奈江村戸長役場設置後の總代人を舉ぐれば左の如し

村總代人

(明治二十八年後の在職者)

高橋 秀治	土屋 米吉	淺田 三津次	宮下 峰郎	曾我部 竹藏	北 小太郎
大野 松太郎	阿部 貞藏	小林 光二郎	東海林 吉四郎	小林 久藏	高田 重三郎

(三) 村會議員

明治三十五年四月二級町村制の實施に依り、同年五月を以て第一回の總選舉を執行し同年十一月補欠選舉を行ひ、二十七年五月規定に依り其改選を執行せり、然るに當選議員中事故退職者ありて、翌年更に其補缺選舉を執行し三十九年五月再び改選を行ひ翌四十年四月一級町村制の實施と共に廢職となれり

村會議員

(二級町村制施行時代)

明治三十五年五月總選舉	同年十一月補欠選舉	明治三十七年五月改選	三十八年八月補欠選舉	明治三十九年五月改選
水谷源二郎 佐藤庄五郎 北 小太郎 角野 興作 高坂 政吉 河端次郎吉	齋藤 丹藏 橋爪 猪久之助 佐藤勝太郎 片野清太郎 酒井 五逸 南 平四郎	湯佐 爲七 片野清太郎 星野 榮作 春田 辨瑞 北 小太郎 有田 誠熊 角野 興作	片桐 興作 高坂 政吉 新居 一市 淺田三津次 大西吉次郎	大西竹三郎 山中 要吉 曾我部仁平 中川 重平 坂東 嘉藏 佐鹿 大廉
				明岡 政吉 北 小太郎 上坂 喜右工門 藤井勝四郎 八子 吉六 立野 新作

村制施行後の經過

(一) 代議機關の組織

明治四十年四月一級町村制施行せられ、本村は茲に初めて自治体となり村治を經營するに當り、同年六月を以て村會議員の選舉を行へり、當時村内の戸數人口を比例し議員の總數十六人を以て定員とせしが、其後戸口の増加と共に明治四十三年六月の半數改選より四人を増し、定員二十名として引續き選舉を執行し來れり、此間議員の失格

村制施行後の經過

又は死亡等に依り缺員の生ずることなきにあらざるも、之か補缺選舉は平時に於て爲さず半数改選の時に於て施行せり、議員の選舉毎に市街又は部落等種々の名稱の下に、多少の競争なきにあらざるも概して平穩無事の間に選舉を終了せり、初期以來の議員を擧ぐれば左の如し

### 村會議員

(表中増ハ増員補ハ補欠  
ニ依リ當選シタルモノ)

級	議員	級	議員
二十級	大西竹三郎 大杉市藏 萬佐四郎 高木外次郎 中川重平 上坂喜右工門 北小太郎 水谷孫二郎	二十級	伊賀長平 高坂政吉 中川重平 大西吉次郎 増前田孫八 増瀧澤直次
二十級	爲國儀右工門 山中要吉 館野乙次 奥山金次 村田長六	二十級	角野興作 小林光二郎 曾我部仁平 曾我部大廉 佐藤政吉 明政吉 兼松恒八 阿部平次郎 木島寅太郎
二十級	高木外次郎 曾我部仁平 金井正三郎 中森清松 花輪三代吉 新井岩松	二十級	佐藤大廉 山本増藏 片桐興作 神定鉄藏 杉本邦司 泉寅次郎

### (二) 行政機關の成立

北海道廳屬山口彌一村長事務取扱を命ぜられ、新に任命したる書記數名と共に諸般の準備に着手し、村會議員總選舉の準備將さに成らんとするとき、同廳屬馬渡運次新に同事務取扱を拜命し來り山口屬と交代し、六月三日四日の兩日を以て村會議員の選舉を行ひ、同月十七日第二回村會を召集し村長以下の選舉を執行せり、其結果は村長に吉田卓、收入役に橋爪猪久之助當選し、助役は更に適當の候補者を詮衡し得る迄延期の事に決し、同年六月二十四日村長吉田卓就職の認可あり、茲に全く行政機關の成立を告ぐるに至れり

### 兩村長と其治績

#### (一) 吉田卓

明治四十年四月一級町村制の實施と共に選舉せられ、同年六月を以て就職したる氏は慶應二年二月十八日福井縣坂井郡大安寺村に生る、幼にして隸敏夙に國事に奔走し

北陸自由黨の中堅となり、先輩杉田定一山際七司等と共に、或は愛國公黨の組織に、或は憲政黨の合同に盡す所尠からず、明治三十一年憲政黨内閣成ると共に同内閣の推す所となり、先輩杉田定一北海道廳長官となり赴任するや、同年八月氏も又跡を追ふて渡道し、北海道廳拓殖課の一隅に身を寄せ、同年十一月夕張郡長沼村戸長に任ぜられ、明治三十五年四月二級町村制の實施と共に同村長となり、三十六年四月奈江村長として赴任し來り同年七月村名改稱に依り砂川村長となり、明治四十年四月一級町村制の實施に依り廢職となり、更に滿場一致の選舉に依り再び村長の椅子に就きたるもの、本村に於ける有形無形の設備は此時既に完了せり、其村治に對する功蹟は民望の歸する所となり、在職四ヶ年にして再選せられ僅々五ヶ月餘にして辭せり、此間に於て或は條例規則の制定に、或は自治機關の施設に其勞没すべからず、殊に明治四十年中砂川尋常高等小學校の移轉改築を斷行したるが如き、翌四十一年奈井江尋常高等小學校の敷地五町歩を購入し、一大改築を行ふと共に下赤平尋常小學校の改築を爲せしが如き、村内各學校の面目を一新せしむるに至り、燒山、鶉農場、南九號等に於

ける教育所の組織を改め分教場とし、豊頃尋常小學校を廢し破川校に併合せしめ、大に經費の節約を計りしが如き村民の多とすべき所ならん

要するに氏は元政黨出身たる故に其思想も又遠大にして小事に醒礙たらず、磊々落落たる氣宇は清濁併せ呑むの雅量を以て、部下を統禦し鞭撻し村勢の向上發展を促し空知支廳管内三硬骨の名あり眞に好個の村長たりしが、遂に其職を去るの已むなきに至れり、是れ所謂男子の出處進退を明にしたるものといふべき歟

(二) 野口 陳吉

明治四十五年空知稅務署長の榮職を抛ち本職に就きたる氏は、明治元年六月二十三日山形縣北村山郡袖崎村に生る、明治二十年四月同郡木生田尋常小學校の授業生となり二十二年七月同郡袖崎村の收入役に當選し在職六年之を辭し、明治二十九年十月文官普通試験に及第して稅務屬となり、山形稅務署に奉職し次で鶴岡稅務署に轉じ、三十二年二月函館稅務署に轉勤を命ぜられ、同年十月檜山稅務署詰となり、三十四年三月松前稅務署長に榮轉し、岩内、室蘭、上川、釧路等の各稅務署長を歴任し、明治四十

一年十月空知稅務署長に轉じ、四十五年五月本村々長の當選に依り其職を辭したるもの氏が其榮職を抛ち此舉に出づる必ずや期する所あるべく、果せる哉就職以來銳意村治の改良進歩を計らんと欲し、納稅の榮なるものを調製し之を各戸に配付し、納稅期日と共に納稅は國民の最大義務なる事を周知せしめ、滯納處分を勵行して惰民を警醒し、隔離病舎を新築して傳染病の豫防撲滅を計り、條例規則の改廢を行ふて其不便を補ひ、石狩川の架橋を企て樺戸郡新十津川村との交通を便にし、大に村勢の向上發展を計らんとせしも、凶作其他の影響に依り未だ進行する能はず、然れども近き將來に於て或は實現せんか

要するに氏は元官界出身たるが故に其思想も着實穩健常に細心の注意を拂ひ、日曜祭日と雖も一度役場に出頭せざれば其日の日課は終へざる感ありと、此精密なる頭腦は能く吏員の任免精選に力を致し、其嚴格なる態度は部下の指揮監督に威力を與へ、事務の進捗是より見るべきものあらん

### 村助役の欽員

本村は一級町村制施行後助役の缺員頗る多く、明治四十四年八月十八日初めて助役に就職したる松島勝平は、町村事務に精通し其硬骨なる點に於ては吉田氏と同じく、上川支廳管内屈指の名あり、吉田村長の下に此助役あり本村の聲價一段の重きを加ふべきに、吉田氏は其歳十一月退職し氏も又在職一年に充たす、翌四十五年五月二十三日其職を去るに至れり、次に助役の椅子を贏ち得たものは山本彌三郎にして、氏は大正二年三月十九日書記より出て、此椅子に依る、如何なる手腕識見を有すべきかは知る能はずと雖も、之を推舉したるものが野口現村長なりとせば、蓋し相當の人物たるに相違なかるべし、然るに氏も又在職一年にして退き未だ其欠を補ふに至らず、是れ果して適當なる人物なきに依るか將た又村經濟より之を選舉せざるに依るか、兎に角村行政機關は其一部に欠陥ありといふべし

### 役場吏員

(大正三年九月末日現在)

職名	氏名	就	職	職名	氏名	就	職
収入役	後藤 助二	明治四十四年六月廿四日	書記	佐藤 勝三	大正二年十月十七日		
書記	中村 彌八	明治四十二年六月七日	書記補	眞田 幸貴	大正二年六月二十日		
書記	三浦 吉松	明治四十五年五月廿五日	書記補	後藤 利三郎	大正三年五月十五日		
書記	齋藤 恒則	明治四十五年六月廿一日	書記補	堀口 治八郎	大正二年二月十五日		
書記	難波 得三	大正三年五月十七日	書記補	辻内 義恕	大正三年五月十四日		

### 道會議員の選出

明治三十四年三月法律第二號を以て北海道會法發布せられ、同年八月總選舉を執行し第一回北海道會招集せられてより茲に十餘年、之が補缺選舉は別とするも既に四回の總選舉を重ね、管内在住者に依りて道政を論議せしが如き極めて稀に、恰も管内人物なきものに似たり是村民の永く堪ひ得べきにあらず、昨大正二年八月執行の第四回總選舉に前村長吉田卓を候補者に推し、殆んど舉村一致の態度を以て逐鹿場裡に馳驅し遂に其月桂冠を得開村以來初めて道會議員の選出を見るに至れり

### 既往七ヶ年の大勢

一級町村制施行の今日を以て之を開村當時に比すれば、其要素に於て異なるものあり開村當時の如き急激の發達を呈せずと雖も、札幌旭川間の中央に位し水陸共に運輸交通の便を得、物質的進歩の著しきものあり、加ふるに土地の豊饒と氣候の清温とは移民招集の因となり、戸口日に増し、事業月に興り、漸進的發達を遂げ來れり、試みに既往七年間の状態を見るに、昨大正二年度を以て明治四十年度に比すれば、戸數に於て四百六十三、人口に於て六百二十三を増加し、村經濟も亦之に伴ひ多少の増加を來すべきは勢の免れざる所、明治四十四年度以降最近三ヶ年を以て之を明治四十一年度に比すれば、大正二年度に於ては四千五百三十二圓餘の増加にして二割四分五厘、大正元年度に於ては七千五百三十二圓餘の増加にして三割三分五厘、明治四十四年度に於ては五千七百十七圓餘の増加にして約三割強に當れり、然れども戸口の増加は其一部を補ひ、一人一戸の負擔額に至つては較其率を減ぜり、而して大正二年度が元年



度に比し二千七百八十一圓餘を減じたるは、経費節減、民力休養の聲に促され事業縮少の結果に依るものにして、理事者苦心のある所を知るに足るべし

戸口及經費負擔表

(經常費のみ計上せり)

年 度	戸 数	人 口	村 費	村 税	村費一月當	村費一人當	村税一月當	村税一人當
四十年度	一、八六五	一〇、三三五	一、八八三・三二六	一、六三四・九三〇	一〇・二一四	一、八〇八	八、七六七	一、五八四
四十一年度	一、九五〇	一〇、八二五	一、九八九・〇三四	一、五九六・〇四〇	一〇・二〇〇	一、八三七	八、八八五	一、四七四
四十二年度	二、二四五	一〇、九五二	一九五七・九〇三	一、六四二・九七〇	九・二二八	一、七八八	七、六五五	一、四九〇
四十三年度	二、一八〇	一〇、五七三	二、一八二・三二〇	一、五九一・七六九	九・七一七	二、〇〇三	七、三〇二	一、五〇六
四十四年度	二、二一〇	一〇、五三四	二、四九〇・七三五	一、九三三・九四六	一一・二二三	二、三三六	八、七四六	一、八三七
大正元年度	二、四三三	一〇、五四六	二、六一七・四四五	一、九八一・六九五	一〇・七六四	二、四八二	八、二四八	一、八七九
大正二年度	二、三三八	一〇、九四八	二、三三九・六〇三	一、九六七・三九二	一〇・〇五〇	二、一三七	八、四五一	一、七九七

戸口増減の内容

明治二十九年十二月末の現在に依れば、本村の戸數九百十三戸、人口六千九百七十七人なりしが、昨大正二年末に至りては戸數二千三百二十八、人口一万〇九百四十八の

多きに達し、戸數に於て千四百十五、人口に於て三千九百七十一の増加を示し、一ヶ年の平均戸數七十八、人口二百二十餘に當れり、僅々十八年の間に於て斯る増加を來たせし如き、偉大の進歩發達といはざるべからず、試みに之が増加の概要を見んか明治二十九年戸長役場設置の當時より、明治三十五年二級町村制實施に至る七ヶ年は増加の率最も多く、一ヶ年の平均戸數九十三、人口三百六十七に當り、三十五年二級町村制施行當時より一級町村制實施に至る六ヶ年之に次ぎ、一ヶ年の戸數平均五十八、人口百五十六に當れり、然るに一級町村制施行後の七ヶ年は戸口の増加遅々として進まず、殊に昨年之如き之を一昨年に比し人口に於ては多少の増加を見しも、戸數に於ては百〇四戸を減ぜり其内容左の如し

戸口増減表

年 度	戸 数	人 口		計	年 度	戸 数	人 口		計
		男	女				男	女	
二十九年	九二三	三、六八七	三、二九〇	六、九七七	三十一年	一、二七九	四、〇三四	三、七六〇	七、七九四
三十年	九二七	三、九三三	三、六一〇	七、五三三	三十二年	一、四〇一	四、二五九	三、八八〇	八、一三九

戸口増減の内容

三十三年度	一、五二四	四、五二四	四、四八五	九、〇〇九	四十年	一、八六五	五、六八八	四、六七	一〇、三三五
三十四年度	一、五五一	四、八二四	四、二九三	九、一二六	四十一年	一、九五〇	五、五八四	五、二四一	一〇、八二五
三十五年度	一、五七二	五、一八一	四、三六六	九、五四七	四十二年	二、一四五	五、六二七	五、三三四	一〇、九五一
三十六年度	一、五九四	五、一六	四、六七四	九、八四三	四十三年	二、二八〇	五、七七五	四、七九八	一〇、五七三
三十七年度	一、六八七	五、六四五	四、三〇三	九、九四八	四十四年	二、二一〇	五、七一一	四、八一三	一〇、五二四
三十八年度	一、七六四	五、四一四	四、五三九	九、九五三	大正元年	二、四三三	五、八八六	四、六六〇	一〇、五四六
三十九年度	一、七九二	五、五八六	四、六四二	一〇、三二八	大正二年度	二、三三八	六、〇三八	四、九一〇	一〇、九四八

### 將來の豫想

僅々十八年の間に於て偉大の進歩發達を來たせしは喜ぶべし、今試みに既往の大勢を以て將來を豫想するときは、毎年戸數に於て七十三、人口に於て二百二十餘の増加を示し、今後十年間に戸數三千百〇八、人口一万三千百六十八となる、然れども是れ所謂元始的開村時代の賜にして、守成的今後も果して斯る増加を來たすべきや、昨年未の現在戸數が前年に比し著しく減少したるは、凶作其他の結果に依るべしと雖も、其一半は三井木工場が北見地方に於て新事業を興し、砂川木工場の事業縮少したるの結

果に據るものあるべし、然るに時局の影響は更に事業緊縮の已むなきに至り、本年又第二の改革を斷行し多數の傭員を解雇せりといへば、本年も又幾分の減少は免れざるべし、今にして新事業の興るにあらざればより以上の發達或は困難ならんか、三井礦山株式會社は石炭採掘の計畫を以て之が調査に従事しつつありと、果して然らば近き將來に於て事業開始の實現を見戸口頼みに増加し、該地方一小市街の成立を見るは明瞭なりと雖も、是れ所謂他動的發展策にして村百年の長計といふを得ず、宜しく椽大の眼孔を以て自動的發展策を講じ、將來の繁榮を計るべし、今試みに最近七年间に於ける出入寄留者の數を見るに、左記の如く出寄留者の數に於ては大なる變化なきも、入寄留者の數に於ては非常の減少を來たせり、以て其一班を知るに足るべし

### 出入寄留者増減表

年 度	出 寄 留 者		入 寄 留 者	
	男	女	男	女
四十年	六四三	四七九	二六九七	二、〇九五
四十一年	六三六	四八三	二七五九	二、〇八一
計	一二三	一二二	四七九五	四、八四〇



業と兼業とを論せず總數千二百三十二戸、三千六百九十一人（男千九百七十五女千七百十六）にして、一戸平均五町二反五畝餘一人の耕作反別一町七反六畝餘に當れり、試みに此田畑より生ずる農産物の収益を見るに、五十八万四千五百四十七圓二十九錢六厘にして一戸平均四百七十四圓四十七錢となり、村費其他の公課を控除するも僅に一家を支持するに足る、今此農産物に木材其他の林産物を加ふるときは、六十九万七千五百三十九圓七十七錢六厘となり、一戸平均五百六十七圓十八錢五厘、之を總戸數に割當するも猶ほ且つ二百九十九圓六十三錢餘に當れり、況んや村民の多くは家畜其他の副業あるに於てをや、畜産其他の収益を加ふるときは更に大なる収益たるべく、附近の林野は歳と共に開拓せられ、土功組合の設置と共に近き將來に於て幾多水田の開発を見るに至り、村民の資力は日を追ふて激増するに至らん、左に民有地現在の状態を示すべし

### 民有土地

（大正元年九月現在）

地目	反別	時價	地目	反別	時價
宅地	五七、七五一	三、四六五、〇二〇、〇〇〇	原野	五、九九五、四七三〇	四七九、六三七、八六〇
水田	三、一八、三四二	二、三八七、五五三、〇〇〇	牧場	四、九六、七二〇	三七七、七六〇〇
畑地	六、一四七、三五〇	一、二二九、四七〇、〇〇〇	雑種地	四、一八、一五	六二七、七六〇〇
山林	一、二五七、〇三〇	七、五四二、二八〇、〇〇〇	計	一四、二九九、八一九	八、三五九、九五四、〇六〇

### 行政機關

○砂川村役場 明治三十八年八月二級町村制施行時代、北海道炭礦鐵道株式會社、三井物産合名會社等を初めとし、角野與作其他有志の寄付に依り工費金千七百餘圓を投じ、日露戰勝の紀念として建設したるもの、廳舎總坪數九十一坪の總二階建にして階下を事務室とし階上を會議室に充つ

○帝林出張所 帝室林野管理局札幌支廳の出張所にして、帝室林野管理局札幌支廳空知出張所と稱す、明治四十一年八月の設置に係り砂川市街地にあり、其廳舎は民屋

の假用にして現所長川口甫

## 國防機關

### (一) 演習廠舎

○工兵演習廠舎 石狩川架橋演習の爲め、第七師團工兵第七大隊の貌獄毎年夏秋の候來り演習舎營する所にして明治四十一年の設置に係り、砂川市街地石狩川の沿岸にあり頗る風緻に富む

### (二) 軍人分舎

○砂川分會 帝國在郷軍人會第七師團札幌支部の所管に屬し、明治四十四年七月砂川尋常高等小學校に於て發會の式を擧げ、會長其他を選擧せしに後備陸軍歩兵少尉正八位勳六等小林誠熙衛會長に、後備陸軍歩兵少尉正八位勳六等紙谷與作副會長に當選し、會旗の授與式等あり茲に初めて呱呱の聲を擧ぐるに至りしが、大正二年三月正副會長の退轉に依り後任者選舉の結果、副會長に豫備陸軍歩兵特務曹長勳七等功七級工

藤仁太郎、同年四月會長に後備陸軍砲兵中尉從七位勳六等村田嘉市當選せり、現在會員二百三十六名にして砂川村役場内に於て其事務を取扱居れり

本橋起草後正副會長に更迭あり、本年十一月十七日會長は豫備陸軍歩兵大尉正六位勳五等中川魁夫、副會長に豫備陸軍歩兵少尉正八位佐藤勝三當選せりといふ

○奈井江分會 明治四十四年七月の創立にして奈井江市街地にあり、後備陸軍工兵特務曹長勳七等平城房太郎を會長に、豫備陸軍歩兵曹長北勝太郎を副會長に推選し、會員目下四十四名時々其事務所に會して、軍務に關する學術の研究現役家族の慰問等地方の爲め盡す所尠からず、是れ又帝國在郷軍人會第七師管札幌支部の所屬なり

### (三) 在郷軍人

○陸軍 村内に本籍を有する陸軍の在郷軍人にして、准士官以上に屬するものは後備陸軍歩兵少尉落合敬三、後備陸軍歩兵少尉前田久吉、豫備陸軍三等主計大西一男、豫備陸軍歩兵特務曹長工藤仁太郎の四名に過ぎず、下士以下四百六十名にして其兵種官等別左の如し

陸軍在郷軍人

(大正三年九月現在)

兵種	官等			既教育未教育	計	兵種	官等			既教育未教育	計
	兵	下卒	兵卒				兵	下卒	兵卒		
歩兵	〇	一	一	二	二	工兵	一	一	二	二	二
騎兵	〇	〇	〇	〇	〇	輜重兵	五	一	六	一	六
砲兵	〇	〇	〇	〇	〇	衛生兵	一	一	二	一	二
豫備	三	一	一	五	四	豫備	一	一	二	二	二
後備	一	一	一	三	一	後備	一	一	二	二	二
補充兵	一	一	一	三	一	補充兵	一	一	二	二	二
計	一	一	一	三	一	計	一	一	二	二	二

備考 本表の砲兵及輜重中には砲兵輸卒、輜重輸卒も便宜之を計入せり

○海軍 陸軍は在郷軍人の數既に四百六十名の以上に達せしも、海軍は在郷軍人として村内に本籍を有するもの僅に二名、豫備海軍三等機關兵曹澤井兵藏、豫備海軍一等水兵沖本繁藏即ち是れなり

警察機關

(一) 警察

○部長派出所 本村に警察機關の初めて設置せられたるは、今を距る二十四年前明治二十二年十二月請願巡査の派遣にあり、當時人口稀薄警察事故としては數ふるに足らざりしも、鐵道工事等の爲め入込み來る土工尠からず、之が取締上其必要を認め設置の請願を爲したるものにして、爾來年々人口の増加と共に幾多の變遷を経來りて現時に至り、一部長派出所三駐在所及一請願巡査の配置あり

而して巡査部長派出所は砂川市街地にあり、現部長は重富市之進にして左の四駐在所を指揮監督し、大字下赤平を除く村内の全部と樺戸郡新十津川村の一部とを支配す

巡査駐在所

所名	所在	氏名	受持區域
砂川巡査駐在所	砂川市街地	佐藤敬五郎	砂川市街砂川橋以北大字下赤平を除く
砂川南巡査駐在所	砂川市街地	佐藤源治郎	砂川市街砂川橋以南大字砂川全部
奈井江巡査駐在所	奈井江市街地	島山金次郎	奈井江市街地及奈井江部分の全部
三井請願巡査駐在所	砂川三井工場内	加藤喜作	大字砂川三井木挽工場内

(二) 消防

◎砂川消防組 明治三十七年の公設にして砂川市街地にあり、組長以下四十七名より成り組長に佐鹿大廉、小頭に山下源作高津勘次郎大塚庄治郎等任じ、岩見澤警察署瀧川分署の所轄に屬し、二個の纏と二臺のポンプとを備へ常に訓練怠らず地方警備の任に當れり

◎奈井江消防組 宇奈井江市街地にある私設消防にして、明治四十二年の創立に係り同地の壯丁を以て組織す、組長以下二十八名の消防手より成り、坪田松太郎組長にして三上勇太郎宮川龜藏其小頭なり、岩見澤警察瀧川分署の支配内に屬し該地方警備の任に當る

(三) 火防組合

◎砂川火災豫防組合 大正元年十二月の設立にして砂川市街地にあり、正副組合長以下十六名の世話係より成り、火災豫防に關する設備及其方法を研究し、之が實行を促すもの組合長佐鹿大廉にして副組合長齋藤利信

◎奈井江火災豫防組合 大正二年三月の組織にして奈井江市街地にあり、火災豫防に關する設備及其施行方法を研究實行するもの、組合長は花輪三代吉にして副組合長稻田年松以下六名の世話係より成れり

(四) 團體

◎砂川衛生火防婦人會 火災豫防に關する火の元及衛生に關する飲食物の注意は、勝手元の主命者たる婦人にありとし、大正三年七月十六日砂川市街地寶來座に於て發會の式を擧ぐ、會員總數二百三十二名にして砂川市街地の婦人連を以て組織し、同年九月十一日砂川村役場樓上に於て總會を開き、會長に曾我部榮子副會長に野口ユキ子以下幹事十六名を選擧せり

教育機關

(一) 學校

◎砂川尋常高等小學校 明治二十六年單級組織を以て誕生し、砂川北一號西一線十

六番地に於て授業を開始せり、當時の児童僅に五十内外に過ぎざりしが、戸口の増加に伴ひ漸次児童の數も亦増加し、明治三十二年砂川市街地に移轉して其規模を擴め、更に現在の個所たる砂川市街地の南端に移し校舎の改増築を爲し、今は十八學級を編制するの隆運に達し校長を交る八代、明治三十四年四月高等科併置せられ同年十一月御聖影を奉戴し、四十二年六月燒山及鶉農場に於ける兩教育所の組織を改め分教場とし、同年七月豊岡尋常小學校を廢し本校に合併せり、現校長晴山重次郎にして在籍児童總計千〇七十人

◎奈井江尋常高等小學校 明治二十五年五月香川縣人折目初次郎なるもの移住し來り、字奈井江南十三號西二線に於て附近の児童五六名を集め、家事の傍ら讀書算術其他を教授したるに始まり、翌年十二月之を擴張して奈井江市街地に移し、砂川信光寺が説教所を同地に置くに當り、其役僧武田齋丸を聘して教授の任に當らしめ、二十八年三月童業俱樂部と名命し翌年七月私立奈井江小學校と改稱し、同年十一月學校設置認可せられ三十年一月奈井江尋常小學校となり、三十三年一月敷地の變更に依り校舎

改築せられ、同年四月南十三號西一線たる現在の個所に移轉し、三十九年四月高等科併置せられ奈井江尋常高等小學校となり、明治四十二年六月南九號教育所の組織を改め分教場とし、翌年一月校舎の全部を改築し今日に至れり、在籍児童總計五百六十九人にして現校長小山内克

◎下赤平尋常小學校 明治二十八年七月木原太三治山田紋右衛門川村貫藏等、有志と謀りて寄附金を募集し木原氏は自己の一部を提供し、一軒の住宅を建設し白井豊吉なるものを迎ひて教師とし、附近の児童十餘名を集めて授業開始したるは本校の前身にして、明治三十一年六月公立の許可を得下赤平尋常小學校と稱し、更に白井豊吉を訓導とし同年七月二十日開校の式を挙げしが、空知川出水の爲め校舎全部流失の厄を蒙り一時民屋を假用し、翌三十二年敷地移轉現在の個所に校舎建築、四十四年十月更に之を改築して現在に及べり、校長年田末雁にして在籍児童百十三人

◎南空知太尋常小學校 明治三十六年三月の創立にして大字南空知太にあり、現校長今野辰之助にして在籍児童九十八人、明治四十一年八月校舎の敷地内に住宅を建設



し、同年十一月校舍を増築し以て今日に至れり

◎北光尋常小學校 明治三十三年六月北五號西一線に於て授業を開始し、北五號簡易教育所と名命し來りしが、氣運の進歩と共に児童の數も増加し、明治四十年三月其組織を改め北光尋常小學校とし、現在の個所に移轉し校舍の模様替を爲し、四十四年四月児童の一部を割き、字一ノ澤に特別教授場を開始し本校の所屬とす、現校長木村勝衛にして在籍児童百十六人

歴代の校長

(大正三年九月現在)

氏名	任命年月	氏名	任命年月	氏名	任命年月
氏家典三郎	明治廿六年三月	晴山重次郎	明治卅四年五月	小山内 克	明治卅八年三月
及川 喜治	明治卅一年七月	以上砂川尋常小學校		以上奈井江尋常小學校	
山口 友八	明治卅二年十月	今野 壽高	明治廿九年五月	白井 豊吉	明治卅一年七月
築瀬 勝吾	明治卅四年二月	吉村 正謨	明治卅一年八月	重野 政孝	明治卅五年十月
日根 千足	明治卅五年三月	藤田 親治	明治卅三年五月	石突 鐵吉	明治四十年五月
武藏 卓	明治卅八年三月	石火矢藏次郎	明治卅四年四月	伊谷 金次	明治四十四年三月
駒嶺末次郎	明治四十年七月	今村 慈夫	明治卅七年四月	牟田 末雄	明治四十五年五月

以上上下尋常小學校	吉村 正謨	明治卅八年四月	以上南空知太尋常小學校
廣瀬 甚太郎	伊谷 金次	明治卅九年三月	
四藏 義夫	今野 辰之助	明治卅一年六月	

備考 北光尋常小學校は組織變更後校長の更迭なし故に本表へ記入せず

(二) 分 教 場

名 稱	所 屬	本校所在地	在籍児童		教 授 主 任	變更又ハ設置
			男	女		
燒山分教場	砂川尋常小學校	字砂川字燒山	四二	四六	櫻 井 民 治	明治四十二年
鶴農場分教場	砂川尋常小學校	字砂川字鶴農場	五四	四八	新井外次郎	明治四十二年
南九號分教場	奈井江尋常小學校	字奈井江南九號	三五	二〇	大 岡 正 藏	明治四十二年
一ノ澤特別教場	北光尋常小學校	字砂川字一ノ澤	四二	三〇	木村松太郎	明治四十四年

(三) 學 務 委 員

教育費の豫算編制又は學校の設備等に關し、管理者の諮問に應ずる爲め之を設くるものにして、明治二十七年二月勅令第十一號學務委員に關する規定、三十三年十二月北

海道廳令第百〇七號學務委員規則等あり、本村に於ても此機關を設け毎年二回若しくは三回の會合を爲し、豫算の編制其他學校の設備に關し協議を爲し來たり、學務委員現在の住所氏名左の如し

學務委員

(大正三年九月現在)

出身別	氏名	住所	出身別	氏名	住所
村會議員	大西吉次郎	字下赤平	村公民	鷺崎賴之	砂川市街地
村會議員	高木外次郎	字南空知太	村公民	藤井勝四郎	奈井江市街地
村會議員	中森清松	砂川市街地	村公民	山内甚之助	砂川鶴農場
村會議員	花輪三代吉	奈井江市街地	學校長	晴山重次郎	砂川尋高小學校内
村公民	東宗吉	砂川北五號西	學校長	小山内克	奈井江尋高小學校内

(四) 學校醫

明治三十一年一月勅令第一號を以て公立學校に學校醫設置方規定せられ、次て學生々徒の身体検査其他に關する件制定發布あり、學校醫を置きて兒童の身体検査又はトラホームの檢診等を爲す頗る緊切なるを以て、市街既往の開業醫に囑託し各學校を巡視

せしめ、學校衛生に對する設備稍々遺憾なきものあり、而して砂川尋常高等小學校以北外三校二分教場は、砂川市街に於て開業しある兒玉病院主兒玉幸悅郎を、奈井江尋常高等小學校外一分教場は、奈井江市街に於て開業しある醫師鈴木藤吉に囑託し、各自其任に當らしめつゝあり

宗教機關

(一) 神社

◎砂川神社 明治二十四年伊藤庄藏外數名のもの相謀り、砂川市街地今の吉田道會議員宅地跡に木標を建て、三吉神社を祭り翌二十五年本社を建設するに至れり、時に住民の一部に大神宮を祭りて砂川住民の氏神と爲さんとするの議あり、多少の混雜を來たせしが兎に角大神宮の遙拜所として別に建設することとし、二十六年に至りて之が建設を見る是れ即ち本社の前身にして、明治三十三年一號線に移し初めて神社創立の出願を爲し、三十四年四月奈井江神社と公稱許可せられ、三十九年三月本社の建設

模様替及社務所の増築を爲し、境外附屬地の變更境内神社の創立等を出願し、同年五月許可と共に社名改稱出願砂川神社と改め、同月三十一日神社移轉境内並に境外附屬地の交換出願、七月十一日許可同月三十一日現在の個所に移轉改築し、四十一年一月六日前社掌玉置猪太郎去り現社掌松本忠多來り、大正三年三月工費金五百八十二圓十七錢五厘を投じ、本社を改築し境内には三吉神社を祭る、祭神は天照皇大神、豊受姫命、大國主命にして毎年八月二十五、二十六、二十七の三日間を以て祭日とす、未だ社格を有せざるも社有財産としては境内社地一町歩、境外畑十三町一反八畝三步、本社其他を併せ六十五坪七合九勺餘の建物を有し、砂川市街を距る東方町餘の高臺風光明媚の個所にあり

神社

(各字の氏神のみを掲ぐ)

社名	各神	所在地	創立	祭日	信徒
					戸數 人口
奈井江神社	天照皇大神宮	奈井江南十四號	明治卅五年十一月	毎年九月十三日	一六五 七七五
下赤平神社	大國主命	字下赤平字	明治廿七年十二月	毎年四月二十日 九月十日	一〇八 五三七

(一) 寺院

◎信光寺 明治二十六年一月元歌白内四百三十五番地に一寺を創立し、寺號付與並に寺院創立の添書下付せられ、二十九年十月更に再度の添書交付せられ其創立を出願し、三十年九月四日寺號公稱許可せられ信光寺と稱す、三十四年二月現在の個所に本堂再築し之に移る、本尊は阿彌陀如來にして眞宗大谷派に屬し、脇座として祖宗眞大師、聖德太子、七高僧、蓮如上人、嚴如上人等を安置す、大正二年七月前住竹内速藏逝去に依り現住竹内武丸其後を襲ふ、本山本願寺の末葉にして山號を速成山と稱す

◎天津寺 明治二十四年七月信徒數名相謀り一寺を建立し、其創立を出願し三十年七月十九日寺號公稱許可せられ、北三號西一線に寺院豫定の土地貸付を受け、本堂及庫裡の建築等を計畫せしも、同地は時々水害の虞あるを以て其建築を見合せ、三十二年十二月現在の土地建物を買受け、翌年十二月境内地の變更建物の移轉模様替等を出

南空知太神社	天照皇大神宮、金刀	字南空知太	明治三十三年九月	毎年九月十五日	九〇 三三八
豐沼神社	比羅大明神比神宮	砂川南五號	大正二年八月	毎年十月二十日	一八〇 八六五

願し、三十四年四月許可同年五月落成移轉し、四十三年九月庫裡増築の出願許可を得、四十四年一月二十九日落成以て今日に至れり、本尊は釋迦牟尼如來にして瀧本謙成住職たり、山口縣豊浦郡海翁寺の末葉に屬し、佛光山天津寺と稱し砂川市街地にあり、本村唯一の曹洞宗にして檀徒八百七十五を有す

◎西本寺 明治二十六年龜山正治來りて本願寺の説教所を設置す、是れ奈井江地方に於ける宗教の開祖にして本寺の前身たり、明治三十一年一月寺號公稱許可せられ西本寺と改稱す、三十三年三月梵鐘鑄造同年十一月鐘樓を建設す、三十五年野上風軒交りて住職となり、四十年六月現住職藤堂西浮來りて其後を襲ふ、四十三年三月六日火災に罹り堂宇全燒、同年四月檀徒片野清太郎の寄附に依り庫裡再築、大正二年三月堂宇再築同年四月十九日入佛す、本尊は阿彌陀如來にして眞宗本願寺派に屬し、脇間として宗祖見眞大師、蓮如上人、明如上人、聖德太子、七高僧を安置す、檀家戸數百四十二戸六百七十五人を有し奈井江南十三號にあり

◎西願寺 眞宗本派本願寺派に屬し砂川市街地にあり、明治二十六年現住職西川嚴

證開教師を拜命し來り、同年十二月北二號線に一草庵を結び假説教所とし、布教に従事せしも人口稀薄檀徒僅に二戸に過ぎず、微々不振の間にありしが傳導の結果翌年に至り二十七戸となり、水害其他の關係上同年七月現在の個所に移轉し本堂其他を建築し、三十年九月十六日寺院創立三十一年六月寺號公稱許可せられ砂川山西願寺と稱す、本尊は阿彌陀如來にして開山親鸞上人、前住明如上人、中祖蓮如上人、聖德太子、七高僧等を脇間とし安置す、檀家戸數二百七十六此人員七百十一人

◎力精寺 明治三十六年二月寺號公稱許可力精寺と稱し、眞宗眞正派に屬し玉藻山香讚院と號す、是れ香川縣讚岐地方の人に依り設置せられたるに因るといふ、本尊は阿彌陀如來にして開祖見眞大師、聖德太子、七高祖等を脇間として安置す、住職熊野力精にして砂川南五號にあり檀家戸數百三十八

◎良應寺 明治三十六年十月二十七日一寺創立出願、三十八年三月本堂六十三坪を建築し、同年四月寺號公稱許可せられ良應寺と稱す、本尊は阿彌陀如來にして眞宗大谷派に屬し、脇間として親鸞上人、聖德太子、三朝七高僧、嚴如上人等の繪像を安置

す、字下赤平にあり檀家戸數七十五戸住職岡田謙敬

○報徳寺 明治三十四年初めて説教所を建て布教に従事せしが、戸口の増加と共に漸次信徒の數も増加し來りしを以て、三十九年一月信徒相計り同年六月一寺創立の願を爲し、四十年三月寺號公稱許可せられ報徳寺と稱す、本尊は阿彌陀如來にして眞宗大谷派に屬し奈井江南十四號にあり檀家戸數百二十一戸現住職藤田雲洞

(三) 説教所

名稱	宗派	所在地	設置認可	管理者	種	戸數	人口
曹洞宗説教所	禪宗派	奈井江市街地	明治三十六年五月	渡邊鶴仙	一〇	五三八	
日蓮宗説教所	身延派	奈井江市街地	明治三十六年五月	青柳孝造	六三	三三五	
日蓮宗説教所	久遠寺派	砂川市街地	明治四十年三月	平山孝映	四三	二二五	

(四) 宣教所

○空知宣教所 天理教兵神大教會に屬し空知宣教所と稱す、明治四十二年三月南空知太に於て教堂五十四坪を新築し、四十四年一月砂川市街地に移轉し敷地六畝十歩を

購入す、祭神は天理大神にして國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、大日靈尊、月夜見尊の神靈を主神とし奉敬す、信徒戸數百六十此人員六百を有し、空知郡栗澤村に分教所を置き志文宣教所と稱し、所屬教師十名所長兼管理者八子吉六

○砂川宣教所 字砂川南三號東一線にあり、大正元年十二月の創立にして砂川宣教所と稱す、天理教山名大教會甲府分教會北巨摩支教會の所屬たり、祭神は天理大神にして國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、大日靈尊、月夜見尊等の神靈を總稱するもの、大正二年六月教堂四十坪を建設し之に移る、所長兼管理者は訓導山木勝太郎にして、信徒戸數百三十此人員四百十八人  
○奈井江宣教所 祭神は國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、大日靈尊、月夜見尊の十柱を祭る、天理教高知大教會繁藤分教會本山支教奈井江宣教所と稱す、大正二年九月教堂三十二坪を建設して之に移る所長兼管理者近藤鶴松にして、信徒戸數百〇三此人員三百二十六人、字奈井江市街

地浦白街道にあり

(五) 宗教團體

◎奈井江佛教青年會 良朋相親み二諦の教義を聞信し國民道德の増進を計り、世運の進歩に伴ひ信徒の本分を盡し二世の幸福を全ふせんとし、大正二年三月二十四日發會の式を挙げ會長に藤堂西淨、會計に沖本松次郎を推選し會員四十七名、壯年團長として檜山又吉青年團長として石丸茂等あり

◎奈井江佛教婦人會 大正三年四月十八日の創立にして會員四十五名、二諦の教義を聞信し貞淑の婦徳を養ひ、國家及宗教に對し婦人の本分を盡すにあり、眞宗本願寺派に屬し字奈井江南十三號西本寺にあり、現會長藤堂みつ子

◎眞宗佛教婦人會 眞俗二諦の教義に基き婦徳を涵養し、宗教の發展を促すものにして會員六十九名、會長に木原ナヲ、副會長に上坂タマ、會計長に板谷イマ、會計に堀江ヒサを挙げ、眞宗本願寺派に屬し砂川市街地西願寺内にあり、明治三十七年八月二十五日の創立にして、水谷ハル外八名の世話係より成れり

◎大谷派婦人法話會 明治四十二年十月發會式を挙げ大谷派婦人法話會砂川支部と稱し、砂川市街地信光寺内にあり會員百九十六名、之を特別通常の二種に分ち特別會員百二十通常會員七十六、毎月十八十九の兩日例會を開き講師として札幌駐在布教使の出張講演あり、幹事として角野ろて助川みつ、春田ちよ、高田みか、竹内さよ、其任に當れり

◎天理教砂川婦人會 大正元年十二月砂川宣教所の創立と共に設置せらる、天理教山名大教會甲府分教會北巨摩支教會派に屬し、字砂川南三號砂川宣教所内にあり會員二十名、山木イノを會長に細田クマを副會長に挙げ會務を處理す

救濟機關

(一) 救濟所

◎山谷孤兒院 明治十八年函館に於て不幸薄命の兒童を救濟し、二十四年小樽に移りて困難者救濟所と名命し、世の薄命者一切を救濟し來りしが、二十八年村内砂川市

街地に來り幼者救護所と改め、専ら兒童の救濟保護に其力を致し、創立以來三十餘年獨力以て之を經營し來れり、明治三十五年山谷孤兒院と改稱し初めて社會の同情を仰ぐに至り、東京に支院を置き教育工業販賣の三部を設け、三十六年幻燈隊を組織し漸次救養費の幾分を補ふに至り、三十七年更に活動寫真隊を編成し本道は勿論奥羽の各縣を巡行せしめ、其収益を以て生活費を助け社會の同情を仰がざるに至れり、而して從來は孤兒の一部をして鍛冶を爲さしめ、或は大工等を見習はせしめしが、現時にありては主として活動寫真に従事するの外、孤兒の一部をして十勝國河東郡中音更原野に於て貸付を受けたる未開地四万五千坪の開墾に従事せしめ、今後専ら農業經營の方針を以て孤兒を養成しつゝあり、明治三十五年山谷孤兒院と改稱以來收容したる兒童二百餘名にして、現在收容しあるもの總數五十九名(男四十六名女十三名)の多きに達せり、明治四十四年前院主山谷源次郎退き山谷一二三其後を襲ひ、院長以下十一名の職員より成り砂川市街の南端に其院舎を移せり

◎濟生會救療所 大正元年九月恩賜財團濟生會の囑託に依り設置せられ、砂川市街

地兒玉病院内にあり囑託醫師兒玉幸悅郎

◎行旅病人收容所 明治四十一年六月の村營建設に係り病舎建坪六坪五合、砂川市街地砂川村役場裏にあり收容者殊に尠なし

(二) 救濟團體

◎赤十字社員 日本赤十字社北海道支部空知委員部の所管に屬し、本年九月現在の社員總數二百四十六名、村役場内に於て其事務を取扱居れり、村長野口陳吉地方分區委員として書記三浦吉松事務を擔當す、社員の種類及其員數左の如し

日本赤十字社員

(大正三年九月現在)

砂川分區	特別社員		修身社員		修身贊助員		正社員		贊助員		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1	1	1	80	12	1	1	123	265	1	1	243
											324

◎愛國婦人會 大正三年九月現在の會員總數六十五名にして、其内譯左の如く野口陳吉委員として村役場内に於て其事務を取扱ひ、書記三浦吉松主任にして是れ又北海

道支部空知委員部に屬せり

### 愛國婦人會員

(大正三年九月現在)

砂川分區	特別會員		通常會員		合計
	修身一年	賦計	修身一年	賦計	
二					
五					
一六					
一五					
三四					
四九					
六五					

## 衛生機關

### (一) 衛生組合

◎砂川衛生組合 明治三十一年十一月北海道廳令第八十一號を以て、傳染病豫防法第二十三條に依る衛生組合規程定められ、之が組合を設定すべき筈なりしも、當時村内の狀況は未だ其氣運に達せざるものあり、之が設定を見る能はざりしが漸次戸口の増加と共に其必要を感じ、明治四十年四月初めて之を設置し砂川市街に於ける衛生事務を掌り、傳染病の豫防消毒、各自清潔法の勵行等多大の盡力を爲し來りしが、明治

四十五年七月新に規約其他を制定し公設衛生組合となり、組長に高田重三郎副組長山口政一以下九名の伍長を擧げ、事務所を砂川市街地高田重三郎方に置き大に活動を爲すに至れり

### (二) 病院

◎兒玉病院 院主兒玉幸悅郎は新潟縣出身にして、明治二十一年三月新潟縣立醫學校を卒業し、各地の病院又は其他に於て靈腕を揮へ、二十九年十一月村内砂川市街に來りて開業す、當時本村に於ける開業醫として他より來りしものなきにあらざるも、僅々一ヶ年内外にして退村するもの多く村民非常の不便を感じしが、氏の開業は恰も暗夜に明星を得るの感あり、戸口の増加と共に治を請ふもの門前市を爲すの盛況を呈し、明治三十六年病舎の一部を改築し病院組織となし、四十二年六月更に其一部を増築し新に醫學士館正三を聘して院長とし、四十四年一月空知郡瀧川町に分院を設け大に業務の擴張を計れり、院現在の職員は院長館正三(明治四十年東京帝國大學醫學科卒業)副院長植木吉太郎(大正元年日本醫學校卒業)院主兒玉幸悅郎の外に助手以下五



名の職員より成れり

◎幡病院 砂川市街地にあり明治四十年十二月の開業にして、院主兼院長たる幡徹は福島縣出身にして、三十一年十月第一高等學校醫學部を卒業し敏腕の譽あり、其本村に來りて開業せるや奈井江市街地には能勢坂本の兩醫院あり、砂川市街地には鈴木醫院に加ふるに兒玉病院等あり、非常の手腕と勉強とに依らずんば今日の成果を收むる能はず、果せる哉其巧妙なる手腕と患者に對する親切とは村民の歡迎する所となり開業後二年ならずして病舎を増築するの盛運に達し、四十五年六月其組織を改め病院とし、同年十月(大正元年)空知郡歌志内村字大曲に出張所を設け、大正三年七月同地に病舎を新築し出張所を改め分院とし、仙臺醫學士眞柳英馬(明治四十四年卒業)をして擔任せしむ、院現在の職員は以上の外副院長として加藤良之助(明治四十四年試験及第)あり、看護婦其他五名の職員を以て組織す

(三) 醫師

明治二十二年原田文行なるもの空知郡瀧川村より出張し來り、開業したるは之を本村

に於ける醫師開業の開祖といふべく、翌二十三年原田の出張所を閉ずると共に瀧川村なる北漸病院は、又此地に出張所を設け大に患者の診療に従事せしが、二十五年之を閉ぢて幾田某なるもの來り開業せるあり、翌二十六年札幌なる土屋病院も又此地に出張所を設けしが、僅々一年餘にして之を閉づるに至り野崎三郎の來りて開業せるあり、其異動の甚しき殆んど席暖まらざるの觀ありしが、二十九年兒玉幸悅郎來り翌三十年能勢博章奈井江市街地に來る等あり、茲に稍々平常に復するを得刻下村内に於ける開業醫は左記四名にして、眼科整骨科等の専門的開業醫なく、藥劑師の開業は去る四十三年前後大字砂川市街地にありしも今は之を見ず

開業醫

(大正三年九月現在)

名	稱	所在所	資格採取事由	氏名	開業年月
平吹	醫院	砂川市街地	明治三十六年八月試験及第	平吹庄三郎	明治四十三年八月
奈井江	醫院	奈井江市街地	明治四十三年九月東京慈惠會醫院醫學專門學校卒業	能勢博章	大正元年十二月
鈴木	醫院	奈井江市街地	明治三十三年六月試験及第	鈴木藤吉	大正二年一月

本稿起草後京都醫學士山田祐次郎の砂川市街に來りて開業せるも本表調査後なるを以て茲に記入せず

齒科醫

(大正三年九月現在)

名稱	所在地	資格採取事由	氏名	開業年月
平吹醫院	大字砂川市街地	大正元年十月日本齒科醫學專門學校卒業	牧野保	大正三年九月

(四) 産婆

本村に於ては從來相當資格ある産婆の開業者なく、多くは舊式に依る限地産婆又は熟練なるものゝ手に依り、産婦及産兒の生命を托し來りしが、世運の進歩と共に其開業者を見るに至れり即ち左の如し

産婆

(大正三年九月現在)

免許受領年月	免許官廳	開業地	氏名	開業年月日
明治三十九年十月	北海道廳免許	大字砂川市街地	近藤よし	明治四十三年十二月

明治三十七年七月	福島縣免許	砂川市街地	松村とみ	明治四十五年三月
大正二年四月	宮城縣免許	砂川幡病院内	管井みつゑ	大正二年五月
大正二年十月	青森縣免許	砂川市街地	橋本よし	大正三年九月

(五) 隔離病舎

毎年夏秋の候に於て傳染病患者の發生するものあり、之を隔離收容し其蔓延を防ぐと共に豫防救治の策を講ずるは、國家當面の問題にして村其者の義務たり、本村に於ては從來民屋を假用し之に充當し來りしが、斯くては豫防上不便の點尠からざるを以て大正元年十月砂川市街の東北町餘の個所に、工費金千百二十三圓五十九錢を投じ平家二棟を建築し、設備其他豫防上稍々遺憾なきに至れり

(六) 清潔場

◎湯屋 毎年春秋二季に施行する清潔法が衛生上必要なりとせば、衣類又は身体の清潔を圖るべき湯屋、理髪店、女髮結、洗濯屋等又衛生上の一機關といはざるべからず、而して湯屋は現在村内を通じて六軒の従業者あり、設備其他水質等に於ては多少

の優劣あるべしと雖も、大なる差違あるを認めず概して伯仲の間にあり、唯三井木工場内にあるものは該工場の特設にして、社員又は諸職工の經濟を助くるの方針に依るものなるを以て、入浴料の如きも兩市街に比し頗る廉なるものあり

湯屋

(大正三年九月現在)

名稱	所在地	營業者	湯質	名稱	所在地	營業者	湯質
歌の湯	砂川市街地	早田清藏	アルプス	松の湯	奈井江市街地	渡邊仙吉	清湯
大和湯	砂川市街地	梶野吉藏	清湯	竹の湯	奈井江市街地	森本重平	清湯
竹の湯	砂川市街地	前川月之助	清湯	砂川三井工場		矢野儀助	清湯

入浴料

(大正三年九月現在)

地名	大人	湯札	十歳未満	十五歳未満	一ヶ月留湯	一日二回一ヶ月留湯	髪洗一回
砂川市街	金三錢	四枚	金一錢	金二錢	金四十五錢	金六十錢	金五錢
奈井江市街	金三錢	五枚	金一錢	金二錢	金五十錢	—	金五錢

◎理髮店

是れ又全村を通じて十餘軒の多きに達し、何れも大なる差違あるを認め

ざるものゝ如し、然れども其設備又は徒弟を使用する點に於ては、多少の差違あるを免れず而して三井木工場内は、前項の湯屋と同じく該工場の特設なるを以て、其料金

理髮店

(大正三年九月現在)

名稱	所在地	營業者	名稱	所在地	營業者
富士床	砂川市街地	竹中清次郎	喜樂床	砂川市街地	岡田ミカ
星床	砂川市街地	星寅吉	中床	奈井江市街	田中玄鏡
いろは床	砂川市街地	佐藤重美	仙臺床	奈井江市街	石川コマツ
松原床	砂川市街地	松原軍次	佐藤床	奈井江市街	佐藤鐵三郎
惠比壽床	砂川市街地	室與吉	今野床	奈井江市街	今野勘四郎
大阪床	砂川市街地	辰田清太郎	泉床	三井工場内	泉俊藏

理髮料

(大正三年九月現在)

砂川市街	奈井江市街	三井工場内
刈込顔剃子供刈込	刈込顔剃子供刈込	刈込顔剃子供刈込
金十八錢	金十七錢	金十二級
金九錢	金八錢	金六錢
金十錢	金十錢	金八錢

◎女髮結 砂川奈井江の兩市街と三井木工場とを通じて十名の従業者あり、徒弟を使用するもの僅に一名にして何れも床場等を有せず、然れども依頼者の需めに依りては自宅に於て就業せり、而して其料金は兩市街とも普通一等十錢二等八錢と規定しあるも、人と所とに依りてはより以下に應ずるものあり現在の従業者左の如し

女髮結

(大正三年九月現在)

住 所	營 業 者	住 所	營 業 者	住 所	營 業 者
砂川市街地	西村キミ	砂川市街地	山崎タヨ	奈井江市街	武田コウ
砂川市街地	笠原キヨ	奈井江市街	倉本サチ	三井木工場内	板橋マサ
砂川市街地	佐々木ユキノ	奈井江市街	串間ナチ		
砂川市街地	鈴木ミヨ	奈井江市街	高橋ヤヨイ		

◎洗濯屋 本業は砂川市街地のみにして奈井江市街に開業者なく、従業者の氏名商標等は左記の如くにして、和洋洗濯に兼ねるに何れも染物等を兼業し居れり

洗濯屋

(大正三年九月現在)

商 標	營 業 地	營 業 者	兼 業	商 標	營 業 地	營 業 者	兼 業
角サ	砂川市街地	榊原常次郎	染物	曲治印	砂川市街地	邊渡つや	染物

産業機關

(一) 農 會

◎砂川村農會 明治三十三年戸長役場時代の創立に係り、初代会長は佐藤庄五郎にして北小太郎之に次ぎ、大正三年三月三十一日同人死亡の跡を襲ひ、現會長東宗吉副會長より出でて會長に當選す、本年度經費豫算は二千百九十餘圓にして、會費又は財産の收入及補助金等に依り經營し、奈井江砂川の兩地に農事試作地一町二反歩を設け原種用種苗を初め諸種の試作を爲し會員に配付し、或は農事の講習會に或は農事の講話會に、或は立毛の品評會に、農事の改良進歩を計り、補助金を交付し堆肥舎の設置を奨勵し、生産品の品評會に、燕麥の共同販賣に多大の力を致し、病虫害の驅除豫防等

より、一般耕種の栽培に至るまで深く注意を加へ、常に農家の福利増進に努めつゝあり、現技術員幡野直次にして砂川村役場内に於て其事務を取扱ふ

### (二) 産業組合

◎奈井江澱粉同業組合 明治四十二年の創設にして奈井江市街地にあり、當時組合を設定せしも未だ公認を経ざるを以て、製造方法の如きも區々として一定せざるものあり、爲めに市場に於ける價格も自然低落となり、同業者の不利益尠からず之が改良策として組合の公認を申請し、検査の勵行を爲し以て品質の統一を圖るに如かずとし更に組合設立を企畫し四十五年二月認可せられ公立組合となる、組合設置區域は空知郡の瀧川町及同郡沼貝村と、樺戸郡新十津川浦臼の二村及雨龍郡北龍村と本村の一町五ヶ村に跨り、現在組合員の總數八十八名にして常に同業者の親交を圖り、斯業の改良進歩を期し本道産業の發展を促すにあり、組合長金子仙次郎にして自宅内に於て其事務を取扱ふ

◎奈井江購買信用組合 資本金三千三百五十圓の株主組織にして、奈井江市街地に

あり、組合員總數三十五名より成り、物品の購買配付又は農産物の共同販賣を目的とし、組合員相互の利益と幸福とを増進するにあり、組合長武田政松にして明治三十六年十二月の創立たり

### (三) 各會社

◎砂川醸造會社 資本金五萬圓の株式組織にして砂川市街地にあり、明治四十年三月創立委員會を開き、同年四月第一回拂込(資本金五萬圓の四分の一)を以て成立し、酒類の醸造販賣を以て其附近に販路を擴張し來りしが、四十二年十一月の火災に罹り非常の打撃を受け、爾來四年有餘無配當にて經營し來りしも、今や火災に對する損害の補填も終へ加ふるに清酒の醸造宜しきを得、明年よりは多少の利益配當を見るに至るべく、目下の拂込金額四萬圓にして社長會我部仁平

◎齋藤合名會社 明治四十一年十月二十五日齋藤利信、齋藤直次、千々石有作等の出資に依り資本金二萬圓を以て設置せらる、米穀雜貨の販賣及魚菜の委託販賣を業とす、大正二年七月二十五日其一部を割き雜貨部と鮮魚部とに分つ、代表社員齋藤利信

にして砂川市街地にあり、其商標三人合資の理由に基き山に三の字を附しあるに依り世人多くは單に山三とのみ稱し居れり

◎砂川魚菜市場 大正三年七月砂川市街地バンケウタシユナイ川の沿岸に、工費金四百二十五圓餘を投じ平家二棟三十五坪を建設し、同月二十七日初めて營業開始の運びに至りたる株式會社にして、資本金五千圓東三太郎明圓茂右衛門等其重役に、社長として齋藤利信支配人として千々石有作其任に當れり

#### (四) 諸工場

◎三井木挽工場 明治三十五年十一月の創立にして砂川市街の東端にあり、三井物産合名會社の經營に係り創立當時は内地用建築材の供給に止まり、其設備も又簡單にして一晝夜の製材力約二百石に過ぎざりしが、明治三十七八年の戰役と共に市況一般沈衰に陥りしに拘はらず、軍費用を主とする木材は清韓地方に漸次其需用を増加し、加ふるに北海道炭礦鐵道株式會社の事業擴張に依り需用を増し、到底之に應ずる能はざるを以て其規模を擴張し一晝夜の製材力六百石に達せり、此擴張に伴ひ製品の種類

も種々多様に亘り清韓各地に向ふもの尠からず、木材の市況斯の如く隆運の域に達し此製材力も猶ほ且つ不足を告ぐるに至れり、然るに明治四十一年に至り世界經濟界の沈衰と共に此反動は來たり、清韓各地方に輸出すべき木材の需用は非常の減少を來たせしが、同社が新に見出したる歐米の木材界は益々發達の域に進み、或は技師を歐米に派遣し製材の術を研究せしめ、或は斯業に堪能なる技師を招聘し専心其改良に従事し、新に歐米最新式の器械を据ひ木材の乾燥に腐心し、天然又は人工の乾燥設備完成し製材の聲價一般の重きを加へ、歐米又は濠洲方面に於ける需用は年と共に多きに至り、職工其他の入込むもの頗る多く砂川市街の繁榮は慥かに其一部を保ちしが、附近林野に於ける原料の減少と共に北見地方に於て新に事業計畫等の事あり、大正二年三月本工場の一部は縮少せられ社員の多くは該地に轉するものあり、歐洲禍亂の影響は更に一段の打撃を與へしもの、如く、本年に至り社員其他の辭職せられしもの非常の多數に上ぼれり

◎木材防腐工場 鐵道院の經營にして木材防腐の爲め、明治四十二年十二月砂川市

街地石狩川の沿岸に創設せらる、實馬力六十の汽機一臺を備へ電柱又は棧橋用木材の腐蝕を防ぎ、時々必要に依り開始せるものにして今は休業し居れり

諸工場

(個人の經營に係るもの)

名稱	所在地	營業種目	創立年月	經營者	器械
金子精米所	字奈井江南十五號	精米及製餡の製造	明治四十二年十月	金子仙次郎	蒸氣力
山吹精米所	字砂川神社通	精米及精麥の精製	明治四十四年十月	山吹金作	蒸氣力
岡田精米所	字砂川木工場通	精米及精麥の精製	大正二年七月	岡田徳次	蒸氣力
金子製粉所	字奈井江南十五號	澱粉の製造販賣	明治四十年八月	金子仙次郎	水力
夷石製材所	字奈井江市街裏	木材の挽割販賣	明治四十五年三月	夷石民夫	蒸氣力
砂川活版所	字砂川市街地	活版及石版の印刷	明治四十二年二月	瀬尾才三郎	人力
高木製水所	字南空知太	凍水の製造販賣	明治二十九年九月	高木外次郎	天然
小林製紙所	字砂川木工場通	屋根柱の製造販賣	明治四十二年五月	小林三郎	人工
清瀬製軸所	字砂川神社通	櫛寸軸木の製造	明治四十四年二月	清瀬鯉一郎	人工
郷田乾燥所	字砂川市街裏	精鹽其他の乾燥	明治四十二年七月	郷田佐平	火力

(個人の經營に係るもの)

醸造場

名稱	所在地	營業種目	創立年月	經營者	従業員
花輪醸造場	奈井江市街地	酒類の醸造販賣	明治四十一年十一月	花輪三代吉	十人
今野醸造場	砂川市街地	味噌醬油の醸造販賣	明治四十二年九月	今野忠治	二人
稲田醸造場	奈井江市街地	味噌醬油の醸造販賣	明治四十五年三月	稲田年松	三人
角野醸造場	砂川市街地	味噌醬油の醸造販賣	大正元年九月	角野興作	三人

(五) 農場

◎高島農場 大字奈井江原野より沼貝村大字美唄原野に跨り、奈井江茶志内の二川に沿ひ廣漠肥沃の耕地と、幽鬱閑雅の風緻に富める農場とを有するもの之を高島農場とす、同場は有名なる故高島嘉右衛門の所有にして、明治二十六年開墾に着手し三十一年全部成功す、總面積四百二十町歩農産の主なるものは大小麥、亞麻、燕麥等にして従來は年々多少の水害なきにあらざるも、明治三十八年以來此害を被らざるに至りしを以て其收穫も亦従來の二割若しくは三割を増加せりといふ、當場は故高島翁の令息長政専ら經營の任に當り、開拓の効を見るに至り事務主任として細野生二其衝に立

ち、指揮監督宜しきを得地主と小作人との間圓滿に何れも其業に従事し居れり

◎林農場 字砂川一ノ澤にあり耕地百十七町歩餘、明治三十五年三月の貸付に係り既に豫定の起業を遂行し、付與地として小作制度に依り耕作しつゝあり、農産の主なるものは燕麥馬鈴薯等にして、鹿兒島縣人林昌虎の經營する所たり

◎越前谷農場 秋田縣人越前谷民治の經營に係り字砂川一ノ澤にあり、耕地反別百二十町歩餘明治四十二年三月の賣拂地にして、今猶ほ事業經營中に屬し成果如何は豫斷し能はざるも、小作制度に依り豫度の事業を進捗しつゝあり

◎佐藤農場 字砂川一ノ澤にあり新潟縣人佐藤勝三の經營する所にして、明治四十四年三月の賣拂に係り耕地總面積二百十六町歩、是れ又事業經營中に屬するを以て結果如何は今より豫斷し難きも、小作制度に依り事業の進捗を計りつゝあり

◎高島牧場 神奈川縣人高島太郎の經營する所にして南空知太にあり、明治三十八年の貸付に係り總面積四百十九町六反七畝十歩、豫定の成功検査を終へ明治四十三年七月付與せられたりといふも、牧場として刻下畜類の影を認めず専ら農業經營の方針

にあるものゝ如く、地主と小作人との關係舊の如くならずといふものあり

### (六) 炭 礦

◎奈井江炭礦 字奈井江南十二號と十五號とに礦區を有し、明治二十九年三月大阪の豪商木村平吉の手に依り開坑せられ、山縣雄三郎の手に移り更に轉じて田中銀行の有となり、明治四十年奔別炭礦株式會社の引受經營する所となり、馬鐵に依り日々奈井江停車場に搬出せらる、昨年の出炭額二万一千八百八十九噸にして、此金額三万九千四百十四圓六十錢、社長佐々木慎思郎にして礦業主任青木要吉

◎三井炭礦 三井炭礦株式會社の計畫施設する所にして、砂川市街を距る東方約二里餘の個所にあり、本年初めて村有地六百七十餘町歩と其他の土地を買入れ、之が施設に着手し既に事務室の一部と工夫部室とを建設し、炭礦専用鐵道は明秋開通の見込を以て、刻下工學士西加二太主任となり諸般の準備を急ぎつゝあり

### (七) 主 要 産 物

歳に依り多少の豊凶なきにあらずと雖も、本村に於ける産物の主なるものは農産にし



て醸造物之に次ぎ工産に至りては林産の一種たる加工材を除き見るべきものなし、是れ工業奨励の必要ある所以なり

主要産物

(大正二年九月調)

農産		畜産		醸造		林産		工業	
種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額
農作物	五三九四九六・五九〇	牛	九九八二〇〇〇	酒類	八四二八五〇〇	木材	一八四〇〇〇〇	加工木材	六五九七五〇〇
果實類	二〇、五三、四九〇	羊	三、四二、三五〇〇	味噌	七、七六、〇〇〇	木炭	四、八八、六八四〇	構寸軸木	二〇、四〇〇、〇〇〇
其他	三四、五三、二六六	牛乳	三、二四、〇〇〇	油類	三、〇一、三〇〇〇	薪木	一、八三、一〇〇〇	屋根板	一、五〇〇、〇〇〇
計	五八四、五四七、二九六	計	一〇六、三五七、五〇〇	計	九五、〇七四、〇〇〇	計	二五、二七八、四〇〇	計	八七、八七五、〇〇〇
養鶏	一二七三、二四六	養豚	四、二五、〇〇〇	味噌	三、〇一、三〇〇〇	石炭	三、九四、一四六〇〇		
養兔	四、二五、〇〇〇	計	一、四七、七、二五〇	計	二、六七、二、八九六	砂金	三、九四、一四六〇〇		
雞卵	二、六七、二、八九六								

備考 澱粉其他農作物を原料として製造するものは便宜農産其他の中に計入せり而して畜産家禽等は村現在の數を計上したるに依り年々産物とし得ざるも

のあり

(八) 家畜醫院

名稱	所在地	資格	氏名	開業年月
成田家畜醫院	奈井江南十三號	豫備陸軍三等獸醫	成田榮次郎	大正元年八月
木下家畜醫院	奈井江市街地	四十一年試驗及第	木下久五郎	大正二年七月
山内家畜醫院	砂川市街地	空知農學校獸醫科卒業	山内逸治	大正二年十月

(九) 蹄鐵工場

名稱	所在地	資格	氏名	開業年月
矢野蹄鐵工場	奈井江市街地	試驗及第	矢野宅平	明治三十五年五月
多田蹄鐵工場	砂川市街地	試驗及第	多田藤四郎	明治四十二年九月
大脇蹄鐵工場	奈井江市街地	第七師團騎兵蹄鐵工科卒業	大脇實次郎	明治四十三年一月
矢野蹄鐵工場	砂川市街地	東京獸醫學校卒業	矢野政一	明治四十三年五月

(十) 保險代理店

東洋火災	大正	太平	常盤	大正	大同	大有	仁壽	帝國	神國	愛國	共保	蓬萊	國光	大平
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
一五	一	三	二〇	八	一四	八三	七五	三八	三三	一〇	一二	五	一五	二五
一〇五〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇〇	二八八〇〇〇〇	四一、三〇〇〇〇〇	三八、八〇〇〇〇	二〇、〇〇〇〇〇	七、五〇〇〇〇〇	五、五〇〇〇〇〇	五、五〇〇〇〇〇	一二、〇〇〇〇〇〇	二〇、〇〇〇〇〇〇
三二五二〇〇	二一五〇〇〇	三二一八五〇	三七九、五〇〇	一九六、二四〇	三三四、五〇〇	一、三〇〇〇〇〇	一七七、三三〇	三八、三四、三八〇	一、五二二〇〇	三七五、九〇〇	二、九四、三五〇	二、八一八〇〇	三、三四、〇四〇	九、二八〇〇〇
堀貞吉	稻田年松	松島善太郎	瀬尾才三郎	仁木富三郎	佐鹿大廉	佐藤正治郎	山本益藏	神定鐵藏	角野外次郎	角野興作	明岡政吉	堀貞吉	齋藤利信	近藤政太郎
砂川市街地	奈井江市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地	砂川市街地

本稿起草後砂川市街地山吹金作は富士生命の代理店となりしも調査後に付記入せず

(十一) 屠場

◎砂川屠場 明圓政吉山元森太郎の兩名に依りて計畫せられ、明治四十年十二月砂川市街裏村共有地に設置す、屠殺の種類は牛馬を主とし豚之に次ぎ、其取扱部面は多く村内の全部と瀧川方面なりしが、大正元年十二月池田村一郎なるもの沼貝村字茶志内に於て新に屠場を開設するあり奈井江方面は該場に據るを以て、非常の打撃を蒙るに至れり昨年末調査の屠殺數左の如し

屠殺種類表

(大正二年度)

成牛	猪	馬	豚	計
四七	一	五六	四三	一四六
一七	一三	五八	三〇	一八
六四	一四	一四	七三	二六四
一八、四三、四	二七〇	一八、四四	五、五六、六	四三、四三、四
五、四五、七	二、六三、九	一九、四八、八	三、七、八〇	三二、三、六、四
三、三、八、八一	二、九〇、九	三七、六、三、三	七、三、七、八、八	五、二、七、一、二、六〇
三、三、三、〇、八〇	三五、〇〇〇	一、二七、〇、八〇	八、三、七、九〇〇	二、九、八、三、六、四〇
七〇、九、四、一〇	三四三、〇七〇	一、三、六、四、一、六〇	五、六、七、〇〇〇	八、二、五、八、八、〇〇
三、八、四、一、四、九〇	三、七、八、一、七〇	二、六、三、四、二、四〇	一、四、〇、四、九、〇〇	

## 交通機關

## (一) 鐵道

本道鐵道の敷設は明治十三年幌内炭山の開坑と共に、手宮幌内太間に於て着手せられたるを以て初めとす、同年一月手宮より起工し其年十一月手宮札幌間の開通を見るに至れり、當時手宮札幌間列車の發着は一日一回なりしが、十五年十一月札幌幌内太間の線路竣工し、十九年三月より日に二回の發着となり、手宮札幌間を往復する汽車は二臺にして、一を義經といへ一を辨慶といへしものなど、開通後未だ百日も經過せざるに、義經も辨慶も吹雪の爲め翌年一月より、三月までは屢々立往生を爲したるものなりといふ

明治十五年二月開拓使廢止せられ三縣の設置となり、十九年一月更に三縣の廢止に依り北海道廳の設置となり、幾春別炭礦鐵道の敷設に着手せしも、經費の都合に依り一時之を中止し、村田堤なるものをして之が補足工事を爲さしめ、二十一年十一月に至

り其全通を見るに至れり、二十二年十二月北海道炭礦鐵道株式會社の成るに當り、該全線は炭礦と共に同社の拂下ぐる所となり、翌二十三年を以て歌志内室蘭間の鐵道敷設に着手し、二十四年歌志内岩見澤間の開通を見るに至り、砂川奈井江の兩停車場を設置せられたるは、村勢の向上發展に資する所尠からず、二十五年砂川空知川間の延長鐵道開通し、南空知太停車場の設置あり更に一般の便宜を得るに至りしが、三十一年砂川旭川間の全線開通するに至り、南空知太停車場は不幸廢止の悲運に接し、該地方の發展は茲に一頓座を來すに至れり

◎砂川停車場 途中下車驛として歌志内線の分岐點に當り、旅客の昇降頗る多く構内呼賣の設備あり、旅客は車中に於て辨當に空腹を充たし、各新聞等に依り時事を談じ停車時間の永さを忘るべく、明治二十四年鐵道の開通と共に設置せられ幾多の改善を行ふ、北海道炭礦鐵道株式會社の遺物にして、明治三十九年三月法律第一七號鐵道國有法の實施に依り、鐵道院の所管に移り更に幾多の施設改良を加へらる、現驛長戸次彌吉にして驛内保線事務の一部を掌る、樺戸郡新十津川村の一部下德富方面に至る

ものは本停車場を便利とす

◎奈井江停車場 明治二十四年鐵道の開通と共に設置せられ、北海道炭礦鐵道株式會社の施設經營する所なりしが、明治三十九年三月法律第十七號鐵道國有法の實施に依り、鐵道院の所管に移り經營する所となる、札幌旭川間の中央に位し旅客の昇降最も多く、樺戸郡浦臼方面又は沼貝村大字茶志内地方に至るの旅客は、本停車場に據るを便利とす、現驛長小川洗にして昨年中兩停車場に於て取扱たる貨客の數左の如し

鐵道貨客賃金表

(大正二年度)

砂川停車場 奈井江停車場 計	乗車賃金		客車		貨送賃金		貨物	
	乗車	賃金	降車	客車	發送	賃金	到着	
	八二,九三四	二七,〇四三・三五〇	六八,七五一	七〇,〇九一	五九,九六一・四六〇	六三,九一二		
	三七,五七九	一五,九六二・〇八〇	三三,六〇八	四二,五八八	四六,三四九・二〇〇	四四,四三三		
	一一九,五二三	四三,〇〇四・四三〇	一〇二,三五九	一一一,六七九	一〇六,三二〇・五八〇	六八,三四五		

(二) 陸路

◎四十三號國道 明治二十二年の開鑿に係り(詳細は過去の砂川にあり)村の南北を

を貫き、東は鐵道線路に西は石狩川に沿ふて、北は瀧川旭川を經釧路網走の方面に至り、南は沼貝岩見澤を經札幌室蘭方面に至る

◎下富良野街道 村の北端大字南空知太學校前より國道を右折し、空知川に沿ふて下赤平に出て空知郡歌志内村の一部と、同郡蘆別村とを經下富良野村に至り國道に合するもの、是れ即ち下富良野街道にして明治三十三年編入の假定縣道たり

◎一號線道路 砂川市街の中央三井木工場を起點とし、西は石狩川を渡り樺戸郡新十津川村字下德富に至り、東は村内字鶉農場を經空知郡歌志内村字西山炭鑛に至る

◎北三號道路 砂川市街の北端より國道を右折し、更に鐵道線路を横斷し村内字燒山に至り、鐵道線路と併行し空知郡歌志内村に至る村内有數の里道たり

◎北五號道路 砂川市街より北へ五町餘を行き、國道を西に折れ石狩川を渡りて村内砂川字袋地に出て更に石狩川を渡りて樺戸郡新十津川村の一部に達す

◎北六號道路 北光尋常小學校前より國道を右折し、更に鐵道線路を横斷し村内字一ノ澤と稱する一小部落に出づるもの道路屈曲山間を廻り村内下赤平に至る間道あり

◎南十三號道路 奈井江市街より北へ二町餘の個所に學校あり、奈井江尋常高等小學校といふ該校脇より國道を西に折れ、石狩川を渡れば樺戸郡浦臼村の一部に達す

◎南十五號道路 奈井江市街の南端角井吳服店脇の四ツ角より、國道を西に折れ行くこと數町左に石狩川を渡れば樺戸郡浦臼村に、右に石狩川を渡れば同村字黄白内に至る

◎瀧川道路 村内下赤平の西端より下富良野街道を北に折れ、空知川を渡りて空知郡瀧川町に出づるものあり、下赤平地方の鐵道を利用する多くは此一線にあるものゝ如し

### (三) 水 路

道路未だ開けざる未開の時代に於ては、陸上の旅行は到底爲し能はざるを以て、水上の旅行を企てしものなきにあらずと雖も、道路既に開け鐵路該沿岸を開通するの今日に於ては、水路に依るものゝ如き殆んど絶無といふべし、唯木材等の流送に就て此水運を利用するの外對岸との往復に過ぎず

◎石狩川 對岸は樺戸郡新十津川浦臼の二村に跨り、延長三里餘の長さに渉るを以て渡船場の數も多く、砂川北五號道路より行くものは袋地の渡しにして、砂川市街の中央一號線道路よりするものを下徳富の渡しといふ、二個共に樺戸郡新十津川村の一部即ち下徳富方面に至るものにして、奈井江南十三號道路よりするものを反成の渡しと稱し、奈井江市街の南端南十五號道路より行くもの、右を黄白内の渡し左を浦臼の渡しと稱し、何れも樺戸郡浦臼村の一部に至る

◎空知川 對岸は空知郡瀧川町にして其延長一里に充たす、石狩川に比し渡船場の數も尠く僅々一ヶ所にして、之を下赤平の渡しといへ瀧川地方の行商が日々往復する所たり、而して其渡船賃は本川も石狩川も均しく普通一回一錢なるが、暴風雨又は増水等の場合は約二倍以上超過することあり

### (四) 郵 便

本道に於ける郵便局の設置は明治四年八月函館に郵便所を置き、翌年函館より森室蘭間の航路を経て札幌に至り、札幌より更に小樽に至るものと函館より福山差江を経て

後志國久遠に至るの郵便航路とを開かれ、同年十月札幌小樽の兩郵便局設置せらる是れ即ち其濫觴たり

明治七年青森縣令別より福山に至る海底電信沈設せられ、八年三月福山より函館を經森に出て噴火灣に沿ふて長万部に至り、更に室蘭を經て札幌小樽に達する電線の架設と共に電信局の設置あり、十二年一月郵便局に爲替事務を同年六月更に貯金事務等を開始し、十四年一月初めて札幌小樽間に於ける郵便物の鐵道輸送を開始せり、十八年七月官吏特派局を改め十九年三月地方遞信官吏制裁定せられ、郵便及電信局の等級を定むるに當り函館を一等に札幌を二等に指定せしが、二十一年十月電信局を合併し、札幌は遂に一等局に改定せられ、二十四年三月函館電信建築區を札幌電信建築區と改稱し、事務所を札幌に移し更に札幌電信建築署と改稱せり、二十六年三月小包郵便事務の開始あり、同年十一月札幌電信建築署を廢し郵便電信局に建築課を置き、三十三年三月電話交換局を設置し區内の通話を開始す、三十六年四月電話交換局を併合し札幌郵便局と改稱し、鐵道郵便課を廢し更に鐵道郵便局を置かれしが、同年十二月該局

を廢し札幌郵便局に鐵道郵便課を設置する等幾多の變遷を經、現今に至れるもの是れ本道郵便制度の更概なりとす

◎砂川郵便局 明治二十八年七月一日淺田三津次郵便局長を命ぜられ、砂川市街地四百三十三番地(今の明圓政吉宅のある所)に局舎を置き、郵便事務を開始し通信上茲に一生面を開くに至れり、三十二年二月氏の辭職に依り現局長曾我部仁平其後を襲ひ局舎を同市街地二百七十八番地(今の平吹醫院のある所)に移し、同年七月更に現在の個所に移り翌年一月電報事務の開始あり、四十年四月次で電話事務を開き同年六月交換所を増築し、四十三年七月現在の局舎及住宅を改築して之に移る、職員は郵便電信爲替貯金及電話交換等を共通し、通信事務員として總計八名内(男三名女五名)より成れり

◎奈井江郵便局 明治三十二年一月十六日の創設にして局長以下三名の職員より成り、字奈井江の全部と沼貝村の一部とを集配區域内とし、局長平城房太郎終始其事務に執掌しつゝあり、三十六年一月二十一日電報事務を開始し通信上更に一新紀元を開

くに至れり

郵便事務一覽表 其一

(大正二年度)

種別	砂川		井江	
	引	配	引	配
普通郵便	二六三,一五八	三〇七,〇八六	一四一,二二三	一九〇,三九七
特別郵便	五,九六二	四,三七七	三,〇五四	二,〇四〇
小包郵便	三,五五三	六,七二二	一,四八五	三,五四〇
電報	六,六四〇	七,四三三	五,四七八	五,〇二五
市外電話	五,七〇三	五,六二八	—	一,一〇六六
計	—	—	—	—
計	—	—	—	—

郵便事務一覽表 其二

(大正二年度)

種別	入		拂	
	口數	金額	口數	金額
郵便貯金	四,三三四	七〇,四七・四五六	三,〇二一	六九,〇〇・四六八
振替貯金	一,二五九	二七,八六九・九一七	四四	三,九四五・〇六〇
郵便爲替	二,三三八	二,三六九・〇二〇	四,九四七	七三,八二九・七三〇
計	—	—	—	—
計	—	—	—	—

(五) 運送店

商標	店名	業者	所在地	商標	店名	業者	所在地
丸上印	松島運送店	松島	砂川市街地	鱗星印	松島運送店	松島善太郎	奈井江市街地
丸仁印	仁木運送部	仁木一平	砂川市街地	丸一印	丸一早達組	佐藤松太郎	奈井江市街地

(六) 旅人宿

本村に於ける旅人宿の開始は明治二十一年岡本榮藏なるもの來り、砂川市街地に於て飲食店を兼ねるに安宿を開きたるに始まり、翌二十二年には奈井江市街に官設驛遞等の設置せらるゝあり、南空知太に於て物品の販賣を開きたる淺田三津次は砂川に轉じ三浦米藏は空知郡幌向村より來り南空知太に於て、何れも旅人宿の開業を爲したる如きは最も古きものにして、其後年々幾多の變遷を見るに至り新に開業せるもの多く、宿業と稱するもの刻下村内を通じて十八軒の多きに達せり、而して此十八軒の中には所謂安宿と稱するものなきにあらざるも、砂川市街の一等旅館としては丸金印石田平三郎、日の出館齋藤儀太郎等にして丸キ印三辻キク之に次ぎ、奈井江市街に於ては山二印佐藤虎之丞、丸川印川原銀太郎等を以て最とせんか、今兩市街地に於ける宿泊料

の規定は左の如し

### 宿泊料

地名	宿 泊 料			晝 飯 料		
	特 等	一 等	二 等	特 等	一 等	二 等
砂川市街	一圓八十錢	一圓二十錢	八十錢	八十錢	五十錢	三十五錢
奈井江市街	八十錢	六十五錢	五十錢	三十錢	二十錢	十五錢

備考 十歳以下は二割引、無断投宿の者は二等に、客の都合により食事せざるも膳料は申受くと

### (七) 待 合

茲に待合と稱するは東京等にある高等地獄的のものにあらずして、旅客が汽車の發着を待ち合すべき一種の飲食店に過ぎず、飲食店とすれば村内既に十七軒餘の多きに達するも、是は又普通飲食店と一種其趣を異にするものあり、高尚にして輕便に洋食其他好に應じて即時提供し得るもの左の如し

### 待 合

商 標	營業種目	營 業 者	所 在 地	商 標	營業種目	營 業 者	所 在 地
-----	------	-------	-------	-----	------	-------	-------

丸サ一	鮪辨當其他	齊藤 要助	砂川市街	角仙印	鮪辨當其他	近藤 襲之丞	砂川市街
曲甲印	喬麥其他	川井 宇次郎	奈井江市街				

## 社 交 機 關

### (一) 公 會 場

◎赤平青年俱樂部 明治三十二年四月同地青年會の誕生と共に生る、總坪數十四坪の平家建にして圖書又は擊劍道具、夜學及壯丁の教育に要する器具、消防器械等を備ひ置き有事の場合に備ふ、下赤平青年會の會場として同地有志の集會場に充て、村内第一の古き歴史を有するものなり

◎奈井江親交會場 明治四十年八月工費金二百七十圓を以て建設す、總坪數二十四坪の二階建にして階上を同地有志の集會場とし、階下を私設奈井江消防組の器械場に充つ、奈井江唯一の公會場として軍人分會の事務所も亦茲にあり

◎砂川青年會場 砂川青年會の計畫に依り大正三年八月十六日工を起し、同年九月



十四日を以て竣工す工費金五百餘圓、總坪數四十九坪七合五勺の平家建にして砂川市街地にあり、砂川青年會又は同地有志の集會場たり

◎中央青年會場 砂川第八部青年即ち中央青年會の主唱に依り、大正二年八月字砂川一號線東二線に建設せらる、總坪數十五坪の平家建にして工費金百二十餘圓を要したるもの、中央青年會の會場として第八部有志の公會場に充つ

◎豐沼青年團場 本場は元豐岡尋常小學校と稱し兒童の教場たりしが、明治四十二年七月該校廢止せられ砂川尋常高等小學校に併合するや、其建物は不用に歸し久しく空虛たるに至りしが、四十四年十月豐沼青年會の組織せらるゝに當り之を使用し、今は全く該青年會の會場として南三部落有志の集會場として、標札を掲ぐるに至れり建家總坪數三十三坪二合五勺

(一) 青年會

◎砂川聯合青年會 空知外三郡聯合青年會の所管に屬し、村内各青年會の統一を計るの目的を以て、大正二年九月十七日村内各青年會長を村役場に召集し、之が組織の

協議を遂げ會長に村長野口陳吉を挙げ、會則其他を議定し村内各學校長を參與員とし評議員に各青年會長幹事に幡野直次堀口治八郎齋藤恒則を推し、大正三年五月四日更に評議員會を開き、副會長に佐鹿大廉な挙げ發會式の期日其他を議定し、同年六月十日砂川尋常高等小學校に於て發會の式を挙げ、茲に初めて呱呱の聲を擧ぐるに至れり所屬青年會左の如し

青年會

(大正三年九月現)

名	稱	所在地	創立	會員數	會長氏名	副會長氏名
下赤平青年會		字下赤平	明治三十二年四月	六四	中村丈之助	長田佐一郎
空知太青年會		字南空知太	明治三十九年八月	五三	今野辰之助	稻田久造
北光青年會		砂川北六號	明治四十二年一月	四九	瀨尾十朔	武藤孫七
一ノ澤青年會		砂川字一ノ澤	明治四十五年七月	四五	林昌虎	岡崎兼松
燒山實業青年會		砂川字燒山	明治四十四年十月	三五	奥山源四郎	西要三
砂川青年會		砂川市街地	大正二年六月	一一	佐鹿大廉	瀨尾才三郎
中央青年會		砂川一號線	大正二年七月	三〇	梶浦元市	渡邊盛
第九部青年會		砂川鶴農場	大正二年七月	三三	越井外次郎	山田壽

豊留青年會	砂川南五號	明治四十四年十月	五 湯佐時太郎	上坂彦二
第十三部青年分會	奈井江南九號	大正元年九月	二七 加藤英市	松浦清
奈井江自治青年會	奈井江南十一號	明治四十年七月	二〇 北幸司	鶴飼惣次郎
第十六部青年會	奈井江南十號	大正二年三月	二三 安藝政助	榮島與太郎
第十七部農友俱樂部	奈井江南十三號	明治四十五年三月	二〇 杉本邦司	北勝太郎

(三) 團 体

◎砂川勤險會 會長兒玉幸悅郎にして砂川市街地兒玉病院内にあり、明治四十二年の創立に係り會員百有餘名の多きに達し、會員を分ちて名譽會員特別會員及正會員通常會員とし、戊申詔書の趣旨に基づき會員相互の親睦を計り、勤險力行以て地方の美風を養成するにあり

◎園基俱樂部 場主湯佐爲七にして砂川市街地にあり、會員組織を以て大正三年夙々の聲を挙げしが、今は單に同好の士相會し鳥鷲を闘はすに過ぎず

◎現内閣後援會 大隈内閣の成立と其標榜せる政綱を謳歌し、大正三年七月新に誕生したる非政社團體にして、奈井江市街五十四番地にあり藤井勝四郎之を主幹す

文 藝 機 關

(一) 團 体

◎歌水吟社 明治三十五年砂川市街地に於て湯佐渦流、竹内露草、川崎春岳、北風鷗波、菅原通仙等同好の士相謀り、俳句の吟咏及其闘句を爲し互に風流韻字の養成を目的とし、組織したるものにして會員十五名今猶ほ繼續し來れり

(二) 新 聞

從來本村には砂川奈井江の兩市街地に取次店あり、一を金井新聞店といへ一を佐藤新聞店と稱せしが、大正三年一月砂川市街地に中山新聞店の起るあり、小樽新聞の一手取次を開始し大に其擴張を計りし爲め、一時は多少競争の姿なりしが暫時にして平靜に歸し、各自其本分を守り配達の如き頗る迅速となれり、而して配達數の最も多きは北海タイムスにして小樽新聞之に次ぎ、東京諸新聞は數種合するも兩新聞に及ばざるものゝ如し

### 新聞取次店

(大正元年九月現在)

商標	取扱新聞種目	店名	店主	所在地
金井印	北海タイムス其他東京各新聞取扱	金井新聞店	金井止三郎	砂川市街地
丸一印	北海タイムス小樽新聞外東京各新聞	佐藤新聞店	佐藤松太郎	奈井江市街地
丸い印	小樽新聞其他東京各新聞取次	中山新聞店	中山徳太郎	砂川市街地

### 娛樂機關

#### (一) 遊覽所

◎農事試作地 砂川村農會の經營に係り砂川市街裏にあり、其地積僅々四反歩に過ぎずと雖も、原種用種苗を初め諸種の試作を行ひ、之を會員に無償配付するものなりと、村農會幡野技術員が苦心の跡を知るに足るべし

◎桑苗試作地 是れ又砂川村農會の經營に係り模範桑園三反歩、桑苗親木圃五反歩合計八反歩にして、農會多年の丹誠に依り此成績を擧ぐ斯業に従事するもの、一顧す

べき所、奈井江市街を距る西方町餘の個所にあり

◎小關花樹園 小關鎌太郎の經營する所砂川市街地にあり、園内僅に五畝餘の小地積に過ぎずと雖も、種々の草樹を移植し紅白青黃其妍を競ひ、四時花の絶ゆる稀に斯道に趣味を有するものは一時の鬱を散すべし

#### (二) 附近名所

◎社頭の櫻花 砂川市街を距る町餘の高臺砂川神社の境内にあり、櫻樹數百其妍を競ひ春風駘蕩の候一瓢を携ひ一日の清遊を試むに足る、砂川住民が唯一の娛樂場として一年の苦惱を慰めつゝあり

◎河畔の春曉 砂川市街を距る北方一里餘宇南空知太にあり、空知川の落合なる石狩河畔に至れば幾百の筏水に隨ひ流れ來る處畫も亦及ばざるの風趣あり、春眠不覺曉の寢坊先生も忽ち華胥の夢を覺破するに至るべし

◎奈井江の瀑布 奈井江市街を距る約三里奈井江川の上流にあり、直下七十尺幅十ニ尺遠く之を望めば白布の天より降るが如く、近く之を窺へば百雷の落つるに似炎熱

焼くの候と雖も其苦熱を忘るゝに至る

◎袋地の納涼 砂川市街を距る二十五町石狩河中の一小島にして、元本村の接續地なりしが石狩川の缺壞に依り此形体を現出したるもの、炎熱金を溶すの日小舟を浮べ釣魚投網得たる鮮魚に一盞を傾けば清涼自ら來るの感あり

◎石山の明月 砂川市街を距る北東一里十二町の南空知太にあり、春夕秋夜明月煌々として山嶺に懸り樹間に洩れ、雲影娑婆として清玲なる處筆能く之を寫す能はず西行法師ならざるも唯だ明月や明月やと唸るの外なかるべし

◎鶉橋の紅葉 砂川市街を距る東方三十町字鶉農場にあり、満山の紅葉二月の花否五月の花よりも紅に、バンケヲウタシユナイ川の水に映ずるの光景は、橋頭之を望めば身は恰も畫中にあるの感あり

◎谷間の大橋 大正二年十一月の架設にして砂川字鶉農場にあり、灌漑溝用樋としてバンケヲウタシユナイ川に架設しあるもの、高六十尺延長百六十八尺の大橋にして砂川市街を距る一里二十四町

◎共有地の水松 本道植木の大王として愛翫措かざるもの、高五十尺直径十八尺といふ大樹にして本道未曾有の一に屬す、綠葉鬱蒼として其色を變ぜず天を摩する處頗る雅致あり、砂川市街を距る一里二十九町餘の東方にあり

(三) 劇場

◎寶來座 砂川市街地バンケヲウタシユナイ川の沿岸にあり、明治四十年八月津田定吉山口誠一柏木圓次郎等に依り設置せられ、當時共盛座と稱し種々の興業を爲し來りしが、四十一年十一月山谷源次郎の引受け經營する所となり、四十五年七月現場主菊池勝右工門の手に移りて寶來座と改稱し、現時白濱治長興業主として經營の任に當れり

◎奈井江座 明治三十九年六月三好萬藏の手に依り設置せられ、次で岸康一の手に移り經營する所たりしが、更に阿部定治の所有となり繼續經營せらる、奈井江地方唯一の娛樂機關として同市街地にあり

(四) 寄席

◎春日亭 砂川市街地木工場通に於て民屋を假用し、大正元年十月二十三日浪花軒  
 駒遊及東憲龍の一行を招き、花々敷開の亭式を舉げ爾來引續き興業しつゝあり、本村  
 唯一の寄席にして經營者島田丑五郎

(五) 料理店

開拓使の初めに當りては拓地殖民の一策として、人民に娛樂を與ふる爲め旗亭又は妓  
 樓の設置を獎勵し、東京樓と稱する二階建の妓樓を札幌に建築し、鹿兒島の屋根職松  
 本某をして營業を爲さしめ、松本某が娼妓買入の爲め奔走したる費用は、開拓使に於  
 て悉く之を支出したるものにして、娼妓の年期證文の如きも亦開拓使に納めありたり  
 といふ、故に世人は之を呼ぶに御用女郎屋と稱するに至りしが、明治五年には現時札  
 幌に於て有名なる旗亭東京庵が、開拓使の招ぎに應じ出札開業したるものなりと、果  
 して然らば是れ所謂御用料理屋にあらざるか、旗亭又は妓樓の設置が拓地殖民に關係  
 ありとせば、今を距る二十餘年前初めて本村に料理店を開きたる、伊藤某なるものは  
 本村の開発に至大の關係ありといふべく、當時伊藤の開きたる料理店は其商標を角立

と稱し、今の兼立なるもの、前身にして堀江某なるもの又開業せるあり、其後幾多の  
 變遷と幾多の迂餘屈曲とを経來り、現時に至りては料理店と稱するもの十七軒の多き  
 に達し、藝妓の數十に垂なんとし酌婦の數も又二十を超過せり、斯る多數の料理店又  
 は藝妓酌婦の中には、時に或は如何はしき行動なきにしもあらずと雖も、概して暴利  
 を貪るものあるが如きを聞かず、淺酌低唱以て一夜の快を買ふに足るべく、左は蓋し  
 村内料理店中に優物ならんか

料理店

(大正三年九月現在)

商號	所在地	藝妓	酌婦	營業者	商號	所在地	藝妓	酌婦	營業者
兼立樓	砂川市街地	三	二	廣澤初次郎	大和屋	砂川市街地	一	三	山下榮太郎
松月庵	砂川市街地	一	一	廣澤榮次郎	布袋屋	砂川市街地	一	二	鎌田貫一
越後屋	砂川市街地	一	二	星野タカ	中村屋	奈井江市街地	二	一	中村源吉
敷島樓	砂川市街地	一	二	佐鹿市五郎	丸四印	奈井江市街地	一	一	阿部定治

## 營業機關

## (一) 營業狀態

現時村内に於て物品の販賣を業とするもの百八十一にして、他の營業者百六十九と諸職工の七十九とを合するときは、四百二十九となり更に行商の二十三を加ふるときは四百五十二となる、試みに本村に於ける主要物産一ヶ年の總收入額を見るに、總計九十四万一千〇五十九圓十三錢二厘にして、之を村現在の總戸數二千三百二十八に配當せんか、一戸平均四百四圓二十三錢五厘餘に當り、更に之を總人口の一万〇九百四十八に割當るときは、一人の平均額八十五圓〇四錢四厘弱となり頗る多きが如しと雖も、該物産中には年々収益を見る能はざるものあり、假りに該金額全部を以て村民一ヶ年の収益とし、村内營業者の供給を仰ぐものとし二割の純益と見るも、總計十八万八千二百一十一圓八十二錢六厘にして、之を四百五十二の營業者に配當するとすれば、一人の純益額平均四百十六圓三十一錢餘の多きに達するも、該金額が悉く村内營業者の手

に入るべきものにあらず、況んや其金額中には年々村民の収益たらざるものあるに於てをや、斯る間にありて四百五十餘の營業者が生存競争を爲す、非常の困難あるべしと雖も幸ひに千二百三十二の農家と、四百五十二の營業者とを除き残る六百四十四は俸給に衣食する少數のものは別とするも其他は多く、三井木工場又は奈井江炭礦等に於て勞力に従事するもの、木材の流送を營業とし鐵道院の諸工事に従ふものあり、其得る所の金額も亦尠からず、加ふるに村内二十餘の行商は、多く他村に出て、其業を營むに依り得る所は他村の収益たるべく、南空知太下赤平の兩地は地勢の關係上瀧川町より其供給を仰ぐも、樺戸郡新十津川浦臼の一部と沼貝村の一部とは本村に其供給を仰ぎ歌志内炭山方面の如きは殊に本村の商業家を以て充たすに依り、他村より吸收するの金額は支出するものより多かるべし、斯る天の時と地の利を得當に村勢の進歩せざるのみならず、年々退歩の傾向を示し來るものは所謂人の和を得ざるものにして、管内營業者の多くが比較的社會公共の觀念に乏しく、多く散して多く集めんよりは寧ろ散せざるの優れるに如かずとし、退嬰以て自己の小慾に吸々とし大勢の如何を顧み

ざるに依るべき歟、是れ獨り本村のみならず本道一般の通弊と云ふべし

(二) 主なる商業者

本村に於ける商業家としては専門的のもの稀に、吳服店にして洋物を兼ね又は其他の物品を販賣するあり、雜貨店とすれば米穀に兼ねるに酒醬油等あり、需用者に對する頗る便宜となり居れり其主なるもの左の如し(いろは順)

吳服商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
山ト印	古着類	泉寅次郎	奈井江市街地	井桁印	洋物類	山本益藏	砂川市街地
角井印	瀬戸物	長谷川セキ	奈井江市街地	丸山印	古着類	赤澤ヤスノ	砂川市街地
山一印	太物類	若松卯之吉	奈井江市街地	角井印	洋物類	佐藤正治郎	砂川市街地
丸三印	洋物類	神定鐵藏	砂川市街地	山キ印	太物類	木村正	砂川市街地
丸二印	太物類	内山卯吉	奈井江市街地	丸金印	太物類	森岡直吉	奈井江市街地

雜貨商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
一や印	米穀類	一箭銀藏	奈井江市街地	角ト印	米穀類	山口道太	砂川市街地
山キ印	米穀類	岩崎寅作	砂川市街地	丸福印	米穀類	福家才吉	砂川市街地
角ト印	米穀類	福田年松	奈井江市街地	丸太印	米穀類	後藤田甲藏	砂川市街地
丸仁印	米穀類	仁木富三郎	砂川市街地	丸サ一印	米穀類	阿部佐平治	奈井江市街地
山西印	青物類	西善藏	砂川市街地	山平印	米穀類	阿部巳代吉	奈井江市街地
兼時印	鮮魚類	本庄時藏	砂川市街地	山ト印	米穀類	齊藤榮次郎	砂川市街地
角ヨ印	荒物類	片桐興作	砂川市街地	山二印	米穀類	明四政吉	砂川市街地
丸吉印	荒物類	吉井市藏	砂川市街地	兼仁印	米穀類	明四他吉	砂川市街地
山木印	米穀類	山吹金作	砂川市街地	南樾印	米穀類	三上浦吉	奈井江市街地

藥種商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
春陽堂	賣藥化粧品	春田喜瑞	砂川市街地	勉強堂	藥化粧品	堀貞吉	砂川市街地
入ヨ印	賣藥煙草類	原産キヨ	砂川市街地	復生堂	賣藥化粧品	藤井勝四郎	奈井江市街地

小間物商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
丸上印	筆墨雜誌類	福田音右工門	奈井江市街地	山太印	筆墨雜誌類	田口太郎平	砂川市街地
山キ印	下駄履物類	新川 岩松	砂川市街地	丸大印	書籍雜誌類	近藤政太郎	砂川市街地

金物商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
大三印	度量衡器	花輪三代吉	奈井江市街地	角三印	度量衡器	柳谷道藏	砂川市街地
丸い印	度量衡器	中山德太郎	砂川市街地	兼十印	度量衡器	松本辨藏	奈井江市街地

古物商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
大丸印	木材類	難波健一	奈井江市街地	山中印	古物類	北川幸吉	砂川市街地
丸わ印	木材類	中島高磨	砂川市街地	兼二印	古物類	關 卯藏	砂川市街地

鮮魚商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
兼十印	荒物類	矢野榮次郎	奈井江市街地	入山印	雜貨類	東 ちよ	砂川市街地
丸川印	雜貨類	國分德太郎	砂川市街地	丸三印	雜貨類	明岡民右工門	砂川市街地

瀬戸物商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
一柳印	茶煙草類	高松八太郎	砂川市街地	大上印	茶用紙類	中川理太郎	砂川市街地

家具商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
兼内印		佐鹿大廉	砂川市街地	山一印	雜品類	山下源作	砂川市街地

生肉商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
丸井印	烏獸賣買	池田覺藏	砂川市街地	兼村印	牛乳搾取	池田村一郎	奈井江市街地



菓子商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
丸ト印	製造販賣	細川豊三郎	奈井江市街地	山田印	製造販賣	武田關次	砂川市街地

雜穀商

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
丸池印 兼長印 角三印 丸井印	肥料販賣 肥料販賣 肥料販賣 肥料販賣	池田今吉 堀江長作 角野外次郎 米花興三次郎	奈井江市街地 砂川市街地 砂川市街地 砂川市街地	丸イ印 兼ト印 丸辨印 山平印	肥料販賣 肥料販賣 肥料販賣 肥料販賣	坪田松太郎 熊坂宇吉 增井頼一 阿部平次郎	奈井江市街地 砂川市街地 奈井江市街地 奈井江市街地

質屋業

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
山丸印 山ト印	古衣類 古衣類	板谷雄作 泉寅次郎	砂川市街地 奈井江市街地	久キ印		夷石雅太郎 津村彦八	奈井江市街地 砂川市街地

兼井印		中森清松 鷺崎頼之 金井正三郎	砂川市街地 砂川市街地 砂川市街地	角一印 兼サ印	古衣類 物品貸付	高田重三郎 齋藤儀藏 酒巻昇	砂川市街地 砂川市街地 砂川市街地
-----	--	-----------------------	-------------------------	------------	-------------	----------------------	-------------------------

(三) 主なる工業者

本村に於ける工業家として産業機關諸工場の中に掲載せるを以て略し、該工業家中店舖を有し他の商業を兼ねるものは商業家として再録せり、而して精米及製粉業者たる金子仙次郎は奈井江市街地に於て之を販賣し、醸造業家たる角野與作今野忠治の兩名は砂川市街地に於て、一は別に店舖を設け角野營業部と稱し自家醸造品の外に米穀酒類を、一は其自宅に於て自家の醸造品に加ふるに醬麴等の製造販賣を爲しつゝあり、其他主なる工業者として諸職工の七十九を除き大要左の如し

請負業

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
丸白印	土木建築請負	白石幸治	砂川市街地		測量設計請負	村田嘉市	砂川市街地

營業機關

製造業

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
丸越印	馬具製靴	角丸 德門	砂川市街地	角一印	農具製造	齋藤 儀藏	砂川市街地
角金印	諸車製造	武藤 金七郎	奈井江市街地	山サ印	農具製造	清水 磯次	砂川市街地

建築業

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
兼大印	家屋其他	下條 由太郎	奈井江市街地	兼サ印	建築其他	坂井 竹次郎	砂川市街地
兼佐印	家屋其他	本田 佐久治	砂川市街地				

時計師

商標	兼業種目	營業者	所在地	商標	兼業種目	營業者	所在地
金光堂	時計自轉車類	上安 彌吉	砂川市街地				

製造業

印刷、製紙、製糖、製粉、製油、製塩、製炭、製氷、製酒、製茶、製菓、製薬、製糖、製粉、製油、製塩、製炭、製氷、製酒、製茶、製菓、製薬

建築業

建築、土木、測量、設計、監理、施工、修繕、解体、移築、増築、改築、新築、耐震補強、防火対策、環境対策、省エネルギー対策、バリアフリー化、高齢者対応、ユニバーサルデザイン

時計師

時計の修理、調整、部品交換、防水処理、電池交換、時計の鑑定、買取、売却、修理、調整、部品交換、防水処理、電池交換、時計の鑑定、買取、売却

營業品目

各種

活版石版印刷  
引札團扇卸商

和洋諸帳簿製本  
廣告株券諸ページ御名刺  
日用柱曆ゴム印製造  
印裨天手拭風呂敷  
其他染物一切  
荷札毛筆鐵筆謄寫版  
特約販賣寫真版印刷

優美調進所

砂川印刷所

瀬尾才三郎

電話 十六番  
振替口座 東京二二三二六二番

吳服太物洋服雜貨

砂川

**井山本吳服店**

店主 山本 益藏

電話三十六番

砂川三井炭礦指定販賣店

礦業用地内

**井山本支店**

**旅館**

北海道人知郡砂川市街地

**日出館**

館主 齋藤義太郎

電話二十八番

米穀  
用雜貨物

砂川市街地

**仁木商店**

店主 仁木富三郎

電話一五番

三井炭礦指定販賣所

砂川驛前

**仁木運送部**

主任 仁木一郎

電話二〇番

海陸運輸

三井工場内

**仁木組積卸部**

電話五一番

砂川地主人名録

(姓名いろは順)

住	所	反	別	氏	名	住	所	反	別	氏	名
砂川市街地	砂川南二號東一	五三二八		岩崎	寅作	砂川字一ノ澤		九〇九〇		泉	五市
砂川南二號東一	奈井江南十一、東三	一三五四〇九		江幡	熊太郎	砂川南二號東三		一四九四一〇		飯田	與之助
奈井江南十一、東三	砂川南六號西二	五〇〇〇〇		入谷	和作	奈井江市街地		五〇五二		一	箭銀藏
砂川南六號西二	奈井江南十二、西二	九二六〇四		岩田	與三松	南空知太		七五〇〇		榎本	龜藏
奈井江南十二、西二	砂川南五號西二	一〇〇〇〇〇		石川	貞平	奈井江南九東三		七三三三		稻原	與三松
砂川南五號西二	砂川南五號西二	五〇〇〇〇		伊藤	岩太郎	砂川北二號東二		六五〇七		石	知與吉
砂川南五號西二	奈井江南十四東三	五〇〇〇〇		伊藤	禊次郎	砂川南六號東三		八三二八		石	尾善藏
奈井江南十四東三	砂川南四號西一	五〇〇〇〇		石	丸茂	南空知太		二五二二六		福田	市太郎
砂川南四號西一	奈井江市街地	七五〇〇〇		伊賀	長平	奈井江南十四、東二		一三八二五		岩	岡龜吉
奈井江市街地	砂川南六號東一	二五二六二九		福田	年松	砂川南二號東四		七三三二八		今	出辰造
砂川南六號東一	奈井江市街地	七〇七三〇六		夷石	雅太郎	砂川南二號東四		九一五〇三		今	出龜治
奈井江市街地	砂川南七號東三	五〇〇〇〇		石川	卯三郎	砂川市街地		五六三二四		岩	城初次郎
砂川南七號東三	砂川字袋地	二二七一九		伊賀	喜太郎	下赤平		七四七〇七		伊	藤種治
砂川字袋地	砂川南五號東一	九五一三		糸	瀨平吉	砂川南十四、東二		五〇〇〇〇		石	丸留三
砂川南五號東一		五〇〇〇〇		井澤	吉藏	砂川字一ノ澤		一〇〇〇〇〇		林	善藏

附

一

空知郡砂川市街地

**三 齋藤合名會社**

電略(サイト)又ハ(サ)

白米砂糖 卸小賣 **荒物部**

和洋酒

電話四十五番

魚菜問屋 **鮮魚部**

電話十三番

---

蠶種販賣

生繭買入

座繰製糸

空知郡砂川市街地

**サ 郷田 佐平**

砂川地主人名錄

(姓名いろは順)

住所	氏名	住所	氏名
砂川市街地	佐藤 一	砂川市街地	佐藤 二
砂川市街地	佐藤 三	砂川市街地	佐藤 四
砂川市街地	佐藤 五	砂川市街地	佐藤 六
砂川市街地	佐藤 七	砂川市街地	佐藤 八
砂川市街地	佐藤 九	砂川市街地	佐藤 十
砂川市街地	佐藤 十一	砂川市街地	佐藤 十二
砂川市街地	佐藤 十三	砂川市街地	佐藤 十四
砂川市街地	佐藤 十五	砂川市街地	佐藤 十六
砂川市街地	佐藤 十七	砂川市街地	佐藤 十八
砂川市街地	佐藤 十九	砂川市街地	佐藤 二十
砂川市街地	佐藤 二十一	砂川市街地	佐藤 二十二
砂川市街地	佐藤 二十三	砂川市街地	佐藤 二十四
砂川市街地	佐藤 二十五	砂川市街地	佐藤 二十六
砂川市街地	佐藤 二十七	砂川市街地	佐藤 二十八
砂川市街地	佐藤 二十九	砂川市街地	佐藤 三十
砂川市街地	佐藤 三十一	砂川市街地	佐藤 三十二
砂川市街地	佐藤 三十三	砂川市街地	佐藤 三十四
砂川市街地	佐藤 三十五	砂川市街地	佐藤 三十六
砂川市街地	佐藤 三十七	砂川市街地	佐藤 三十八
砂川市街地	佐藤 三十九	砂川市街地	佐藤 四十
砂川市街地	佐藤 四十一	砂川市街地	佐藤 四十二
砂川市街地	佐藤 四十三	砂川市街地	佐藤 四十四
砂川市街地	佐藤 四十五	砂川市街地	佐藤 四十六
砂川市街地	佐藤 四十七	砂川市街地	佐藤 四十八
砂川市街地	佐藤 四十九	砂川市街地	佐藤 五十
砂川市街地	佐藤 五十一	砂川市街地	佐藤 五十二
砂川市街地	佐藤 五十三	砂川市街地	佐藤 五十四
砂川市街地	佐藤 五十五	砂川市街地	佐藤 五十六
砂川市街地	佐藤 五十七	砂川市街地	佐藤 五十八
砂川市街地	佐藤 五十九	砂川市街地	佐藤 六十
砂川市街地	佐藤 六十一	砂川市街地	佐藤 六十二
砂川市街地	佐藤 六十三	砂川市街地	佐藤 六十四
砂川市街地	佐藤 六十五	砂川市街地	佐藤 六十六
砂川市街地	佐藤 六十七	砂川市街地	佐藤 六十八
砂川市街地	佐藤 六十九	砂川市街地	佐藤 七十
砂川市街地	佐藤 七十一	砂川市街地	佐藤 七十二
砂川市街地	佐藤 七十三	砂川市街地	佐藤 七十四
砂川市街地	佐藤 七十五	砂川市街地	佐藤 七十六
砂川市街地	佐藤 七十七	砂川市街地	佐藤 七十八
砂川市街地	佐藤 七十九	砂川市街地	佐藤 八十
砂川市街地	佐藤 八十一	砂川市街地	佐藤 八十二
砂川市街地	佐藤 八十三	砂川市街地	佐藤 八十四
砂川市街地	佐藤 八十五	砂川市街地	佐藤 八十六
砂川市街地	佐藤 八十七	砂川市街地	佐藤 八十八
砂川市街地	佐藤 八十九	砂川市街地	佐藤 九十
砂川市街地	佐藤 九十一	砂川市街地	佐藤 九十二
砂川市街地	佐藤 九十三	砂川市街地	佐藤 九十四
砂川市街地	佐藤 九十五	砂川市街地	佐藤 九十六
砂川市街地	佐藤 九十七	砂川市街地	佐藤 九十八
砂川市街地	佐藤 九十九	砂川市街地	佐藤 一百

砂川市街地	六・五四二	濱田三七郎	奈井江南十四、東二	一〇〇〇〇	堀 安太郎
砂川市街地	八三六二七	春田辨端	奈井江南十四號東一	五〇〇〇〇	堀 與之松
砂川北七號西一	七・三五一〇	橋本與吉	砂川南二號東二	五〇〇〇〇	本間 安藏
下赤平	九八四一六	長谷川長七	奈井江南八號東七	五〇〇〇〇	堀 三右工門
砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	橋本米松	砂川字一ノ澤	六・五九二七	本間 和吉
砂川字一ノ澤	一〇〇〇〇〇	林 仁吉	砂川南六號西二	一〇・九九二	細川萬次郎
砂川南四號東二	五〇〇〇〇	幅口仁三郎	奈井江南十四、西三	五・二五〇〇	保科 兵治
砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	橋本市五郎	奈井江南十五、西四	五・四三〇六	細谷清七
砂川市街地	九七七〇七	番屋西松	奈井江高島農場	二・三一七〇	細野生二
砂川字一ノ澤	六二五二二	仁木富三郎	砂川南五號東三	五〇〇〇〇	本間 政吉
砂川市街地	七五〇〇〇	新川二太郎	砂川市街地	五〇〇〇〇	土肥宇三郎
砂川字一ノ澤	一四・七二八	新川 岩松	砂川北二號東二	五〇〇〇〇	德本孫八郎
奈井江南十三、東三	五〇〇〇〇	西村榮太郎	砂川字燒山	八・八二二	土肥勘十郎
砂川字燒山	五〇〇〇〇	西 興三	奈井江南十四、東二	二・四五七二八	豐岡 政吉
砂川市街地	五〇〇〇〇	新川 岩作	奈井江南十一、東二	五〇〇〇〇	茶家 富藏
下赤平	九六三二六	西村 文平	砂川南二號東五	七・七四二八	千葉 熊吉
砂川市街地	七五〇二二	堀江長作	下赤平	五・三七二二	瓦 應 寺
奈井江南十四、西二	六・四二四	細川與三七	奈井江南十四、東三	五・八三〇	沖本和右工門
奈井江市街地	五〇〇〇〇	細田定助	砂川一號線東五	六・四二六	奥山藤右工門
	六六六二〇	細川豐三郎	砂川南七號東二	九・九〇一八	折目佐四郎

砂川字燒山	六・四〇八	奥山金治	砂川字鶴農場	五・七三一	岡島太三郎
下赤平	二・五七五〇八	大西吉次郎	砂川市街地	五・五二九	岡田 徳次
砂川字一ノ澤	一〇〇〇〇〇	尾田勘七	奈井江南十四、東三	一〇〇〇〇〇	沖本正太郎
砂川一號線東二	七・五〇〇〇	奥山萬作	奈井江南十四、西二	五〇〇〇〇	小川吉三郎
下赤平	五・九八二四	大橋吉藏	奈井江南十四、東一	五・八五二一	小澤吉三郎
奈井江南十三、西三	七・五〇〇〇	大西勘三郎	奈井江南十四、西二	五〇〇〇〇	小川はつ
砂川字袋地	八・八五一〇	岡本佐吉	下赤平	七・五六二一	岡田久米藏
砂川字一ノ澤	九・五四〇二	尾崎與三郎	砂川市街地	五〇〇〇〇	沖田 文藏
砂川字燒山	一・二一〇〇四	太田玉藏	下赤平	九・七三三五	大島馬太
下赤平	六・一九〇三	長田佐一郎	奈井江南十二、東二	五〇〇〇〇	岡田 梅十
奈井江南八號東四	五〇〇〇〇	表久三郎	下赤平	九・八五二三	岡田 謙敬
砂川北二號東二	五〇〇〇〇	太田米三郎	砂川字一ノ澤	六・八七一一〇	大内清六
奈井江南八號西二	六・四二〇二	岡 利平	砂川南七號東四	五〇〇〇〇	尾崎 玉藏
奈井江南十二號、西四	一・二五〇三五	大島藤平	砂川南七號東四	六・八六一四	奥 市 松
奈井江南十二號、西二	六・七五三五	及川 巖市	砂川字鶴農場	五〇〇〇〇	大宮 四郎
砂川北五號西二	七・〇〇二三	岡田 桑治	奈井江南十四、東二	五〇〇〇〇	沖本繁十郎
砂川南五號西二	九・八二二三	誠智甚吉	奈井江南十四、東二	五〇〇〇〇	沖本松次郎
砂川南四號西三	六・〇〇〇〇	岡木伊平次	下赤平	五〇〇〇〇	大場徳次郎
下赤平	六・七五二一	大西佐一郎	奈井江南十四、西三	一四・二一四	尾崎 佐吉
奈井江南八號西二	五・九三二四	岡 喜惣次	砂川字燒山	五〇〇〇〇	小原半右工門

奈井江南八號、東三	五〇〇〇	奧村與次郎	砂川字一ノ澤	六三三三	金田岩之助
砂川字燒山	六三三五	小原竹治	砂川北七號西三	五〇〇〇	河合長松
南空知太	五一六一	大倉勇	砂川字鶴農場	六〇一七	加藤次吉
南空知太	八四五〇	渡邊熊藏	奈井江南十三、東一	五〇〇〇	上坪春次郎
奈井江南九號、東二	一九二〇	渡邊百次	奈井江南十一、東三	五〇〇〇	加藤由助
下赤平	五〇〇〇	渡部作十郎	砂川南五號東二	五〇〇〇	河野松次郎
砂川南十號、西二	五〇〇〇	若木實兵衛	砂川一號線東五	五四二九	梶市右工門
砂川市街地	七六〇四	片桐興作	砂川字鶴農場	七三三三	角丸理藏
砂川字一ノ澤	九二五〇	樺澤佐七	砂川字大曲	九〇七一	鹿島榮治郎
砂川市街地	五六九五	角野興作	奈井江南十四、西一	五〇〇〇	上坪六治
砂川字燒山	五〇〇〇	金山寅藏	奈井江南十四、西二	五〇〇〇	上坪清次郎
奈井江南十二、西二	一〇〇〇〇	上坪六之丞	砂川市街地	三九三三	角野興一
砂川字燒山	九四四二	加藤直吉	砂川宮城團休	五七四四	加茂運吉
砂川市街地	五六六二	金井止三郎	砂川一號線東五	七四一三	梶興三
奈井江南十二、西二	五〇〇〇	上坪興次郎	砂川字燒山	五〇〇〇	金子市三
奈井江南十號西一	二四五五	片野清太郎	砂川北六號東三	一〇〇〇〇	龜村庄太郎
砂川字袋地	五九四九	上口武右工門	砂川南七號西一	五九九一	樺澤量平
奈井江南十八號東三	九九二七	加藤文吉	砂川南十三、西三	一二四七	川端吉造
砂川南四號東三	六〇〇〇	片桐定吉	奈井江南十五、東二	七五〇〇	萬慶八
砂川南七號東一	五六四三	堀尾嘉四郎		五〇〇〇	横山藤藏

南空知太	七三四三	横野良造	砂川北二號東二	五〇〇〇	玉木市藏
奈井江南十四、西一	五〇〇〇	横田繁政	砂川南七號東三	三六一五	高橋辨治
砂川市街地	五〇〇〇	横尾幸之助	奈井江南十四、西三	五〇〇〇	谷部よし
砂川南七號東二	八三五〇	田村萬平	砂川南六號西一	五〇〇〇	爲國光信
砂川北七號西二	一九七八	瀧川岩松	砂川字一ノ澤	五〇〇〇	谷口清助
南空知太	五六九二	谷口榮藏	砂川字一ノ澤	一〇〇〇〇	谷口甚太郎
砂川南二號東二	一〇〇三三	館野乙次	砂川北四號東四	五〇〇〇	高橋兼治
砂川市街地	一九三九	高田重三郎	砂川字燒山	五〇〇〇	高橋三太郎
南空知太	八五五二	高木外次郎	砂川北三號西四	五〇〇〇	高橋喜平
砂川南四號東一	一五八一	高村常間	砂川字燒山	五〇〇〇	反田壽作
砂川市街地	七五〇〇	瀧本謙成	奈井江南十四、東二	五〇〇〇	曾我部仁平
砂川南四號東一	七四六五	高尾伊三郎	砂川市街地	一八六六	曾我喜平
砂川字燒山	六七八五	高橋東太郎	砂川市街地	一五〇〇〇	曾我喜平
砂川字鶴農場	五九八〇	高橋興藏	奈井江市街地	四七〇四	坪田伊三郎
下赤平	九八七一	田邊興作	砂川市街地	五〇〇〇〇	坪田長太郎
砂川南六號西一	一五〇〇〇	爲國淺右工門	奈井江市街地	五〇〇〇〇	坪田末吉
砂川南四號西三	一〇〇〇〇	武田虎吉	砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	中川淺次郎
奈井江南八號東一	六四五〇	高橋徳藏	奈井江南十四、西二	一四二二	中須鶴松
下赤平	五八二〇	田中宗一	砂川一號線東二	五四六三	那須鶴松
奈井江南九號西一	五〇〇〇〇	田中仁太	砂川市街地	八三〇三	中島高慶



砂川字燒山	五〇〇〇〇	中田房市	砂川北五號東三	五〇〇〇〇	碓井才次郎
奈井江南十三、東二	五〇〇〇〇	中川重平	砂川字鷺農場	六二二一	内田一馬
下赤平	一五八三〇五	中村勉治	砂川北五號西一	五〇〇〇〇	野崎金藏
砂川字一ノ澤	一二七二一	中村兵左工門	砂川字大曲	一八五三三	野澤覺次郎
下赤平	七八四〇三	中村長松	奈井江南十四東二	七二六二〇	岡村勝次郎
砂川北四號東一	八七三三八	中村市太郎	砂川一號線東四	八八〇一	倉島慶作
砂川市街地	五九七二〇	中村榮吉	砂川字燒山	五〇〇〇〇	窪田市藏
奈井江南十一、東二	七三二八	永田正麿	砂川南五號東二	五〇〇〇〇	久徳嘉兵衛
砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	中原虎造	奈井江南八號西二	五二八四	桑島カメ
砂川字一ノ澤	一三〇九〇九	村田長六	砂川一號線東三	五四二八	蔵田定次郎
奈井江南九號東二	七三四一七	村田留太郎	砂川字一ノ澤	五二六二〇	工藤初吉
砂川字鷺農場	七四〇二五	向原義助	砂川南四號東二	六七三三	久司冲右工門
砂川北二號東二	五〇〇〇〇	内田藤七	砂川市街地	一四九三三	工藤仁太郎
砂川北二號東二	八七四三九	宇野六兵衛	奈井江南九號東四	一〇〇〇〇〇	國兼治助
砂川北四號西一	一〇二九五	内野與三八	砂川一號線東二	五三九三	蔵田太藏
奈井江南十一、東三	五〇〇〇〇	鶴飼惣治郎	奈井江南十號東二	六八七五	山田喜三郎
砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	碓井太次郎	砂川南四號東三	七六九五	山本一衛
砂川南六號西一	一〇〇〇〇〇	上坂慣一	砂川一號線東五	八二三四	山本助松
砂川南六號西一	八五三六	上坂彦二	砂川字燒山	一九六四九	安田吉次郎
				六二五四	山口熊太郎

奈井江南十四、東二	六八三〇〇	山下一二	奈井江南九號西二	一〇〇〇〇〇	前田與曾右工門
奈井江南十一、東一	一九七〇三	山中要吉	奈井江南八號東三	六〇五二	前田英喜
砂川南五號西二	五〇〇〇〇	山本吉太郎	奈井江南十五、東二	五〇〇〇〇	前道甚吉
砂川字鷺農場	一八七九〇九	山内甚之助	奈井江南九號東三	五〇〇〇〇	松浦清左工門
奈井江南十二、東二	五〇〇〇〇	山本光太郎	砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	前谷吉敏
砂川市街地	五〇五二	矢萩ヒサノ	砂川南五號西二	五五八七	藤原啓太郎
砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	山下福太郎	奈井江南十四、東二	七五〇〇	藤塚典平
砂川市街地	五〇〇〇〇	山口モシ	奈井江南十三、東三	五〇〇〇〇	古谷清三郎
砂川字一ノ澤	五〇九三五	宿村仁八	奈井江南十三、東三	五三三〇	古谷清平
砂川字鷺農場	九二一八	山崎林作	砂川南二號東二	七二八二五	二俣三千松
奈井江南九號西	五〇〇〇〇	山内梅造	砂川南三號東	五〇〇〇〇	福家ヨシ
砂川字鷺農場	五〇〇〇〇	山口助七	砂川南三號東三	五〇〇〇〇	駒野甚太夫
砂川市街地	一〇八九〇六	山吹彌太郎	砂川市街地	六七六三	近藤政太郎
砂川北三號東二	五〇〇〇〇	前田留藏	砂川市街地	一三二六三六	小關謙太郎
砂川市街地	五九二〇	眞柄子ヨ	奈井江南八號西二	五〇〇〇〇	小島富士藏
下赤平	一九一八四	増田利吉	奈井江南十一號東一	五七八二〇	小林太郎
砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	前谷新藏	砂川南五號東三	五〇〇〇〇	小林カヨ
奈井江南十號東二	五〇〇〇〇	松浦嘉作	砂川南三號東二	五〇〇〇〇	駒野甚太郎
南空知太	一一五四三	前田磯八	奈井江南九號西三	五八八〇五	後藤龜吉
奈井江南八號東三	五〇〇〇〇	松浦清	砂川字一ノ澤	五〇〇〇〇	小西和吉

砂川字燒山	一〇七五二	出村 勇 作	砂川北五號東二	七六一〇六	齋藤 爲次郎
奈井江南十號西二	五〇三二〇	照井 淺 次	奈井江南十五、西一	五二五三八	坂本 長太郎
砂川字燒山	七二〇一九	照井 同次郎	奈井江南十三、西一	一〇二五三四	坂下 市助
南空知太	七四六〇四	相庭 元 吉	砂川字燒山	八五四一四	櫻井 民治
砂川南二號東二	五〇〇〇〇	相澤 慶 七	砂川市街地	三三五二〇九	佐 鹿 大 康
砂川字一ノ澤	五二二〇一	朝倉 勝 松	砂川北三號東一	五〇〇〇〇	笹島 菊 松
砂川南七號東二	一一一九二	新 居 治	砂川北五號東一	六七〇〇〇	坂本 五 平
奈井江南九號西一	五・六六二〇	安藝 政 助	下赤平	一〇〇〇〇〇	西 後 興 作
砂川市街地	九三三二〇	旭 喜 一 郎	下赤平	五〇〇〇〇	笹崎 スウ
砂川北六號西一	七三三二〇	有賀 駒 五郎	奈井江南八號西一	九八七二一	佐々木 留右門 太
砂川北五號西一	一〇〇〇〇〇	東 宗 吉	奈井江南九號東五	六六〇三五	佐々木 留右門 太
南空知太	六五八二四	阿 部 泰	奈井江南十三、東一	一一一三〇	西 本 寺
砂川市街地	八五八三三	佐藤 正 治郎	下赤平	五〇〇〇〇	笹崎 左 右 藏
奈井江南十二、西一	五〇〇〇〇	齋藤 太 吉	砂川南四號西三	一〇九六二七	酒 谷 正 一
奈井江南九號東四	六八二一九	征木 力 藏	砂川北五號東一	六二四〇〇	本 坂 彌 助
奈井江南十五、西二	一〇七三三	坂本 勇 吉	南空知太	八四一三	行 田 等
砂川一號線東二	五二〇二〇	佐々木 慶次郎	砂川市街地	五〇〇〇〇	座主 覺 太 郎
砂川南六號西二	五〇〇〇〇	櫻田 喜 平	砂川南八號西三	一〇四九一一	北 野 伊 松
砂川南四號東一	七〇〇一〇	澤田 鶴 松	奈井江南十一、東一	一六〇六一〇	北 幸 司
砂川南五號西三	九四九一六	齋藤 興 作	奈井江南十三、西一	五〇〇〇〇	北 勝 太 郎

奈井江南十五、東二	五〇〇〇〇	菊池 久 五郎	下赤平	六三六一一	宮 西 庄 藏
砂川北四號西二	六五八二一	木下 染 吉	奈井江南九號西二	五〇〇〇〇	三 島 重 雄
南空知太	八九三〇七	喜多松 次郎	奈井江南八號西二	七九一〇一	三 岡 利 平
奈井江南十四、東二	七二七七	北 山 仁 吉	砂川市街地	五〇〇〇〇	三 塚 長 藏
奈井江南十三、西三	六〇五二八	北 口 鐵 助	砂川北七號西二	五〇〇〇〇	水 谷 孫 二 郎
砂川南六號西二	五〇〇〇〇	北 野 久 藏	下赤平	八四四〇七	下 川 吉 次 郎
南空知太	五〇〇〇〇	北 山 庄 五郎	砂川市街地	六五三二〇	信 光 寺
砂川字一ノ澤	一三二六〇八	木 原 慶 助	砂川南五號西四	五〇〇〇〇	東 海 林 岡 藏
砂川南四號西二	五〇〇〇〇	北 畑 市 助	砂川字燒山	一三五二二三	東 海 林 新 平
砂川北四號東四	五〇〇〇〇	菊池 金 藏	南空知太	六三三〇〇	明 岡 定 松
砂川字燒山	五〇〇〇〇	菊池 市之助	砂川市街地	五〇〇〇〇	正 保 ミチイ
砂川北四號東五	一〇〇〇〇〇	菊崎 初 五郎	下赤平	六四三三七	下 川 佐 八 郎
奈井江南十四、西三	一六七三七	三 好 米 司	砂川南二號東二	五〇〇〇〇	廣 田 嘉 兵 衛
奈井江南十四、東三	五〇〇〇〇	道中 孫 四郎	砂川市街地	五〇〇〇〇	廣 澤 初 次 郎
砂川北四號西一	五九六〇七	皆川 三 郎	奈井江南八號東三	五〇〇〇〇	東 川 石 助
南空知太	六三三〇一	水 上 三 次 郎	奈井江南十二、東三	一一五〇〇〇	檜 山 又 吉
奈井江南九號西三	一五三五〇三	三 原 皆 吉	砂川字大曲	六九一〇〇	樋 口 榮
奈井江南九號西三	六九八二三	三 原 與 太郎	砂川南二號東四	九五七二一	平 岡 珍 三 郎
奈井江南十號西一	七二六二〇	南 勝 次 郎	砂川南二號東五	五〇〇〇〇	平 岡 重 五 郎
砂川字鴉農場	五二九一五	宮 前 開 吉	砂川字鴉農場	七四七二三	平 塚 彌 之 助

露光量違いの為重複撮影

附 録

奈井江南十二、西二	七・四二〇	森 與之助	砂川字一ノ澤	五・三三〇	瀬戸金三郎
砂川南九號西一	一・五〇〇	森下伊與吉	砂川南二號東六	四九・三八〇	關 幸助
砂川南三號西一	六・二六五	森崎三藏	砂川市街地	七七八・六	瀬尾芳三郎
砂川南四號西一	八・八九七	森下友平	奈井江南十四、西一	一九五・三八	杉原末吉
奈井江南九號西二	五・〇〇〇	元茂田吉	南空知太	五・〇〇〇	杉本文吉
砂川北六號西一	五・〇〇〇	森田與太郎	砂川市街地	三・六三三	助川貞男
砂川南五號西一	一四・五五〇	森 豐	砂川市街地	七・二〇八	砂川村農會
砂川字燒山	一〇・〇〇〇	森 權兵衛	奈井江南十四、西三	一〇・二六四	杉木邦嗣
奈井江南九號西二	五・〇〇〇	桃木三太郎	奈井江南十四、西三	五・〇〇〇	鈴木市松
砂川南三號西二	五・〇〇〇	瀬尾安太郎	奈井江南十四、西四	六・〇八〇	杉木嘉重
砂川市街地	一九・四四三	瀬尾房三郎	砂川市街地	一四・一八三	砂川神社
砂川北三號西一	四三・〇六四	瀬尾十朗	砂川字燒山	五・〇〇〇	須藤金五郎
奈井江南十號東三	八・八九八	千徳三吉	砂川字一ノ澤	八・四一三	菅原大兵衛
砂川字鶴農場	七・六〇三	關 博	奈井江市街地	五・〇〇〇	鈴木清太郎

10

以上は大正三年十月砂川村役場の土地臺帳に依り、村内在住の土地五町歩以上の所有者に就き調査したるもの、他管在住の土地所有者又は農場経営中に屬するものは掲載せず、而して現住所は最も正確を期するの豫定なりしも、斯る多數の中には多少の誤謬又は脱漏なきを保せず更に再版の時を俟ち訂正すべし

●●確にき、める三外用薬●●



能効

効能

能効

本劑はしつ、ひぜん其他之に類似の皮膚病を原因的に治癒せしむる學理上の良劑なり  
 特性に於て悪臭なく肌身を去り芳香長らしめず疥癬蟻撲力強大なり  
 定價 金拾錢金貳拾錢金五拾錢 送料二錢四錢  
 本劑は或る貴重藥品を精製ガ一七に浸潤乾燥したるものにして現代外科的疾患治療上欠くべからざる特効の良劑なり  
 ●きりきつ、つぎきつ、すりきつ、うちきつ、てきもの、やけど、目、耳、だれ、鼻、ばいどく、性腫物、げかん、よこね、ら、其他外科的疾患一般牛馬のきつ、ても、の、其、の、薬、を、つけた、上、にあてれば、激菌の侵入を防ぎ全治を速かにす  
 定價 金十錢金廿錢金卅錢金五拾錢金壹圓 送料二錢  
 本劑は時代に伴ふ最も進歩したる調合法により調製したる薬油煉劑にして膏薬の同効薬とは雲泥の効力を有する比類なき良劑なり  
 ●くさ、たいとく、やけど、かぶれ、しもやけ、たむし、みづむし、其他皮膚病  
 定價 膏薬壹圓金拾錢金貳拾錢金五拾錢 送料二錢四錢

特約販賣各  
 地藥舖にあ  
 り御求めを  
 乞ふ

發賣本舖  
 石狩國砂川

堀貞吉藥房

電話四〇番振替貯金口座東二〇二番

以上は大正三年十月砂川村役場の土地臺帳に依り、村内在住の土地五町歩以上の所有者に就き調査したるもの、他管在住の土地所有者又は農場經營中に屬するものは掲載せず、而して現住所は最も正確を期するの豫定なりしを、斯る多數の中には多少の誤謬又は脱漏なきを保せず更に再版の時を俟ち訂正すべし

姓	名	住所	土地	備考
山田	太郎	砂川町	五町歩	
佐藤	次郎	砂川町	三町歩	
鈴木	一郎	砂川町	四町歩	
田中	三郎	砂川町	六町歩	
高橋	五郎	砂川町	七町歩	
中村	八郎	砂川町	八町歩	
小川	九郎	砂川町	九町歩	
大野	十郎	砂川町	十町歩	
伊藤	十一郎	砂川町	十一町歩	
渡辺	十二郎	砂川町	十二町歩	
山本	十三郎	砂川町	十三町歩	
佐々木	十四郎	砂川町	十四町歩	
松本	十五郎	砂川町	十五町歩	
高木	十六郎	砂川町	十六町歩	
中野	十七郎	砂川町	十七町歩	
小島	十八郎	砂川町	十八町歩	
大島	十九郎	砂川町	十九町歩	
田村	二十郎	砂川町	二十町歩	

和洋金物  
農具一式

北海道石狩國砂川



中山徳太郎

電話 十番  
略 (01)

酒造業  
千の露  
春醸造元

奈井江市街地

花輪三代吉

洋服裁縫帽子マント

コート外套色揚直

靴及清瀧式  
防寒靴一切 製造元

舎清瀧商店

空知郡砂川市街地

衛生を重んずる人は

衣服の洗濯を

第一とせよ

洗濯は左店にかきる

和洋美術洗濯所

治渡邊洗濯店

砂川市街地寶來座通り

土木建築  
請負業



白石幸治

空知郡砂川市街  
電略〇ハク(又ハ)シ

鑛山  
測量  
設計

砂川市街地

村田

339  
552



# 太平生命保險株式會社

## 當會社の特色

株式合資相互の特長を綜合したる模範的の最良の組織なり  
毎事業年毎の決算に於て生じたる利益金より所定の準備金、役員賞與金及  
年六朱以内の株主普通配當金を除外したる爾餘の金額九割は盡く保險契約  
配當金に充て保險金受取人又は保險契約者に分配す  
當社は算出の方法斬新且つ正確にして他に比類なし

東京市麴町區内幸町壹丁目參番地  
電話新橋長二一〇〇番二一〇一  
振替貯金口座東京一八九〇〇番  
歐電略號 TAIPEI LIFE

北海道出張員 鹽 尻 昌 治  
空知郡砂川市街地駐在

定價 全冊八錢

大 坂 經 理 處  
山 中 國 經 理 處  
東京市麴町區内幸町壹丁目參番地  
電話新橋長二一〇〇番二一〇一  
振替貯金口座東京一八九〇〇番  
歐電略號 TAIPEI LIFE

339  
552

大正三年十二月二十八日印刷  
大正三年十二月三十一日發行

定價 金參拾八錢

不復製  
許

著作者兼  
發行者

北海道空知郡砂川村字砂川百二十八番地

大 枝 連 藏

印刷者

北海道札幌區北一條西三丁目二番地

山 中 國 松

印刷所

北海道札幌區北一條西三丁目二番地

文 榮 堂 活 版 所

發賣書肆

北海道空知郡砂川村字砂川三十七番地

近 藤 政 太 郎

### 當會社の特色

株式合資相互の特長を綜合したる模範的優良の組織なり  
毎事業年毎の決算に於て生じたる利益金より所定の準備金、役員賞與金及  
年六次以内の株主配當金を除いたる剰餘の金額九割は悉く保單契約  
配當金に充て保険金受取人又は保單契約者に分配す  
當社は算出の方法精確且つ廉宜にして他に比類なし



## 太平生命保險株式會社

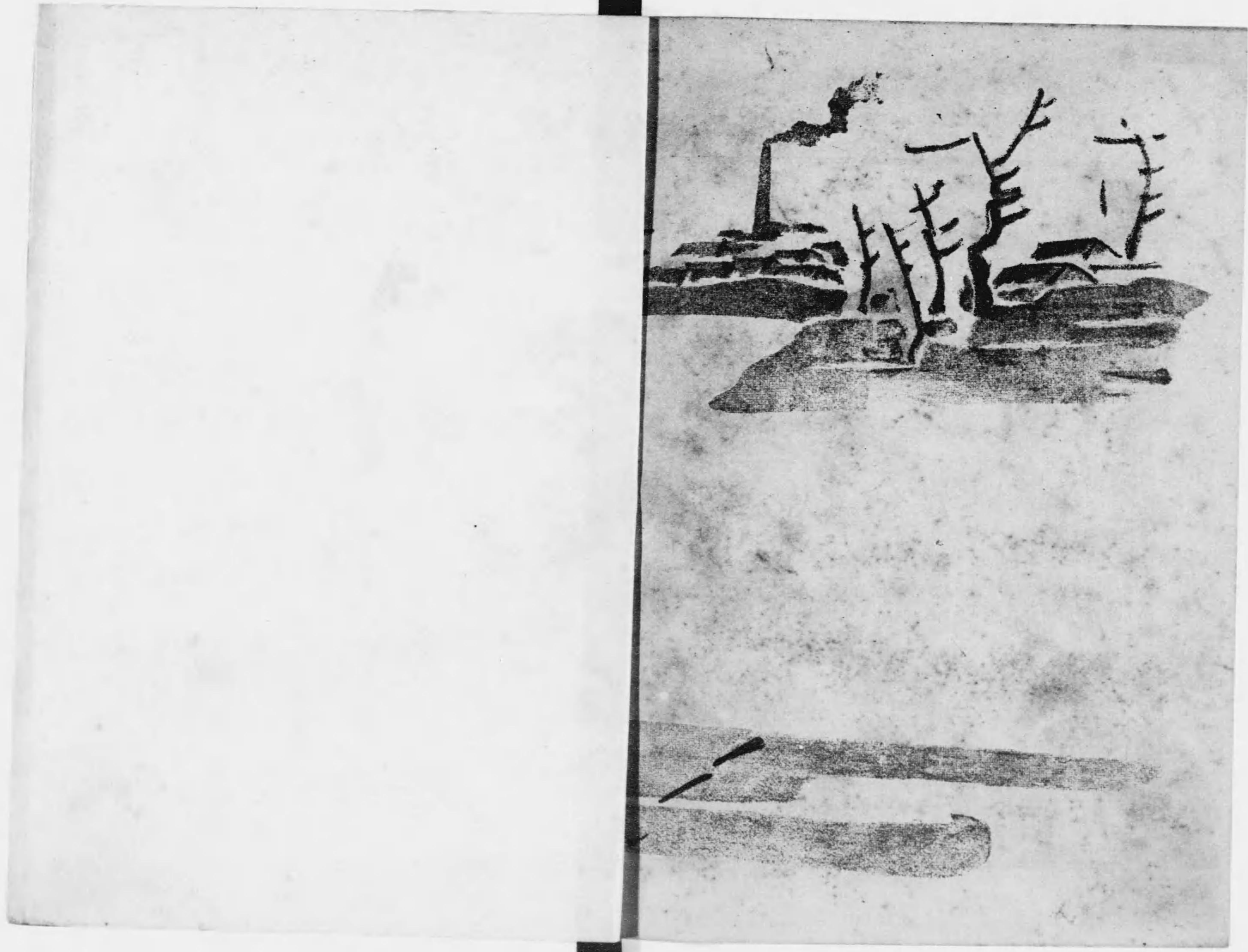
東京市麹町區内幸町壹丁目參番地  
電話新橋長二一〇〇番二一〇一  
振替貯金口座東京一八九〇番  
歐電略號 三三三三三三

空知郡砂川市街地駐在

北海道出張員

鹽 尻 昌 治





339
332

終

